

2025 年 2 月

EU における AI プロファイリング：
日本における AI ガバナンスに関する批判的分析

著者

DAVID U. SOCOL DE LA OSA

提出先

国際経済連携推進センター
(CFIEC)

EUにおける AI プロファイリング：日本における AI ガバナンスに関する批判的
分析

著者：David U. Socol de la Osa
提出先：国際経済連携推進センター（CFIEC）

目次

1. 序論..... 4

1.1 リサーチクエスションと目的の概要..... 4

1.2 プロファイリングと AI ガバナンスの重要性：EU から得た知見と推測される日本
への影響..... 4

1.3 本報告書の構造..... 5

1.4 エグゼクティブサマリー..... 6

2. EU におけるプロファイリングの法的枠組..... 8

2.1 EU におけるプロファイリングの定義：データと権利のバランスを調和させる法
律..... 8

2.1.1 プロファイリングの一般的な定義と AI の台頭..... 8

2.1.2 EU 法に基づくプロファイリング：法律間における細分化..... 9

2.1.3 GDPR とプロファイリングガバナンス..... 10

2.1.4 EU の役割：超国家性と委任..... 14

3. EU における AI プロファイリング：ビジネス、社会、政治の観点..... 14

3.1 EU 一般データ保護規則..... 15

(1) 特徴と特性の定義..... 15

(2) セクター別の分類..... 25

3.2 人工知能法..... 27

(1) 特徴と特性の定義..... 28

(2) セクター別の分類..... 35

3.3 デジタルサービス法パッケージ：デジタルサービス法とデジタル市場法..... 37

(1) 特徴と特性の定義..... 39

(2) セクター別の分類..... 47

3.4 修理する権利指令	49
(1) 特徴と特性の定義	50
(2) 推測されるセクター別の影響	52
3.5 不公正取引方法指令	53
(1) 特徴と特性の定義	53
(2) 推測されるセクター別の影響	55
3.6 データ法	56
(1) 特徴と特性の定義	57
(2) セクター別の分類	61
3.7 委員会スタッフ作業文書：デジタル公正性に対する EU 消費者法の適合性評価	63
(1) 主要要素	64
(2) ギャップと今後の措置	69
4. 日本に対する提言	70
1. 日本の AI プロファイリングに関する基本的な検討事項	71
i. 競合する優先事項のバランスの調和：イノベーション、経済、および基本的人権	72
ii. ステークホルダー間における信頼の構築：業界、個人、および公的機関	72
iii. 官民セクターにおけるプロファイリングの規制	73
iv. 経済成長、社会的公平性、政治的健全性	73
v. コーポレートアカウンタビリティと個人の権利	74
vi. 原則を超えた移行：規制の履行の保証	74
vii. データ経済：リスクと機会	74
viii. AI とデータガバナンスに関する国際協力	75
ix. データの非対称性への対処：企業の権力と個人の権利	76
x. セクター別の保護対策とコンプライアンスの差別化	76
xi. 規制の柔軟性と適応性	77
2. 日本における AI プロファイリング規制への提言	78
i. AI プロファイリングに対する権利ベースのアプローチ	79
ii. 機微データと脆弱な集団に対する特別な保護	80

iii. 柔軟性とリスク管理に関する階層型コンプライアンス	81
iv. AI プロファイリングを目的としたデータに対する個人の管理権の強化	82
v. データ共有経済の強化と保護	83
vi. AI を活用した誘導的パーソナライゼーションとダークパターンの防止	84
vii. AI のライフサイクル全体を通じたコンプライアンス	84
viii. 確実な執行とアカウンタビリティ	84
ix. AI プロファイリングのグローバルガバナンスと国際協力	85
5. 結論	86
付録 1	64
分析対象の文書と主な所見	64
付録 2	68
1. 基本的な検討事項	68
2. 規制についての提言	69

EUにおけるAIプロファイリング：日本におけるAIガバナンスに関する批判的分析

著者：David U. Socol de la Osa

提出先：国際経済連携推進センター（CFIEC）

1. 序論

1.1 リサーチクエストと目的の概要

本報告書は、欧州連合（EU）規制に基づくプロファイリングのコンセプトとその処理について、特に人工知能（AI）システムの利用の観点から調査するものである。AIを活用したプロファイリングでは、大量のデータを利用することにより、個人の行動を推測し、予測する。そのため、その影響は重大なものになるとされ、プライバシーと公平性、基本的人権に対する影響に関する複雑な疑問が生じている。本報告書は、プロファイリングを規制する主なEU規制について調査し、当該規制が、ビジネス、社会、政治といった複数のレベルにおいて、AI特有の問題にどのように対処しているかを評価することを目的としている。本報告書では、当該分析に基づき、AIプロファイリングの効果的な規制に関する実行可能な提言を日本に対して提示する。

本報告書の構成と目的を以下に示す。

- **対象範囲**：AIシステムに関連するプロファイリング
- **対象法域**：欧州連合
- **対象セクター**：ビジネス、社会、政治
- **目的**：本報告書では、AIプロファイリングに対するEUの対応を分析し、日本への提言を策定することを目的とする。

付録Iでは、分析の対象とした文書の概要を示し、その主な特徴とAIプロファイリングに対する影響について述べる。付録IIには、分析結果と勧告的措置を記載する。また、付録II.1には基本的な検討事項の詳細を示し、付録II.2では規制についての提言について概説する。

1.2 プロファイリングとAIガバナンスの重要性：EUから得た知見と推測される日本への影響

AIとプロファイリング：AI時代におけるプロファイリングは、極めて重要なものとなっている。その背景には、対象範囲と規模、深度、適用性、ならびにプロファイリング活動とAIシステムとの関係性の社会技術的な複雑性の拡大がある。AIプロファイリングプロセスは、社会的な影響と人口層の拡大の観点から極めて大きな可能性を持つ一方、不透明な方法で運用されることが多く、アル

ゴリズムのバイアス、データの不正使用、プライバシー権の侵害などのリスクを増大させている。AI を活用したプロファイリングは、EU 市民に与えられた権利や自由をはじめとする数多くの伝統的な法律原理との間に、複雑な相互作用を持つ。これらの問題は、プロファイリングが個人レベルや社会レベルにおける意思決定に影響を与える可能性がある複数のセクター（ビジネス、社会、政治）の文脈において特に顕著にみられる。上記の問題に対応するため、EU の規制基準では、プロファイリングに関する課題に対処し、AI システムの信頼性を高める有益なモデルを提示している。

対象法域としての EU：プロファイリングに関する EU 規制の枠組は、包括的アプローチを採用し、人権と民主主義、法の支配の保護に重点を置いていることから、グローバル基準としての機能を果たしている。EU は、AI を活用したプロファイリングの複雑性に総体的かつ多面的な方法で対処するものとして、特に **EU 一般データ保護規則（GDPR）** や **AI 法**などの文書を通じ、プロファイリング規制に最前線で取り組んできた。

日本における AI プロファイリングの未来：日本は AI ガバナンスにおける独自の特有な課題に取り組んでいるため、EU のプロファイリング規制から有益な知見を得ることができる。AI を活用したイノベーションに対する日本の取り組み、ならびに経済大国としての立場、さらには技術を開発し、実現する中心地としての立場を踏まえると、プロファイリングによって倫理面や法律面、社会面に生じると推測される影響に対処するには、堅牢で精度が高いガバナンスの枠組が必要となる。EU の規制構造について調査することにより、日本は、特にデータ主導型技術が人権や民主主義に抵触する状況において、イノベーションと社会的価値観を調和させる効果的な戦略を特定することが可能となる。

1.3 本報告書の構造

本報告書では、(i) EU における AI プロファイリングを規制する法的枠組について、主な法律に重点を置いた包括的な概要を示す。また、(ii) 得られた知見に基づいて、日本を対象とする提言を策定する。本報告書の構造を以下に示す。

プロファイリングの法的枠組

- **プロファイリングの概要：**EU における AI システムを背景としたプロファイリングの定義と対象範囲、重要性。
- **主な EU ガバナンス文書の法的分析：**(i) 各規制文書を決定づける特徴と枠組、(ii) 3 つの観点（ビジネス、社会、政治）全体において生じるとされる各規制文書の影響に重点を置いた、重要な EU の法律に関する包括的調査。当該分析の対象とする文書を以下に示す。

- EU 一般データ保護規則 (GDPR)
- AI 法 (人工知能法)
- デジタルサービス法 (DSA)
- デジタル市場法 (DMA)
- 修理する権利指令
- 不公正取引方法指令
- データ法
- 委員会スタッフ作業文書：デジタル公正性に対する EU 消費者法の適合性評価

日本に対する提言とベストプラクティス：EU 規制の枠組から得た実践的かつ実用的な知見（特に日本のガバナンスを巡る状況と政策の目的に合わせて適応させた知見）。

1.4 エグゼクティブサマリー

AI を活用したプロファイリングは、経済面、社会面、政治面における相互作用を徐々に形成しつつある。そのため、ガバナンスやプライバシー、公正性、アカウントビリティに関する根本的な課題が浮かびあがっている。AI システムは、莫大な量のパーソナルデータを処理し、行動を予測するとともに、意思決定を自動化する。したがって、透明性の確保とユーザーの管理、規制当局による監視が最優先事項となっている。それにより、技術開発と経済競争力、基本的人権のバランスを調和させる方法に関して、規制面に重要な疑問が提示されている。

本報告書では、AI を活用したプロファイリングに対する欧州連合 (EU) の規制アプローチについて調査し、**EU 一般データ保護規則 (GDPR)**、**人工知能法 (AI 法)**、**デジタルサービス法 (DSA)**、**デジタル市場法 (DMA)**、**不公正取引方法指令 (UCPD)**、**データ法**などの主な法的枠組について分析する。上記の法律文書は、プロファイリングのリスクと機会に対して総体的に対処し、イノベーションと消費者の保護、市場の公正性、ならびに個人の権利のバランスを調和させている。

本報告書は、AI プロファイリングが重要な役割を果たす 3 つの主なセクターに関する要素を中心として構成されている。

- **ビジネス**：AI プロファイリングは、ターゲット広告の推進やダイナミックプライシング、クレジットスコアリング、雇用判断など、不正な誘導やバイアス、搾取的なパーソナライゼーションに対する保護を要する経済的相互作用に重大な影響を与えている。

- **社会**：医療や教育、法執行などのセクターにおけるプロファイリングの使用により、差別やシステミックバイアス、基本的サービスへの不公平なアクセスに関する課題が提示されている。
- **政治**：政治分野においては、AI を利用した個人評価による影響が勢いを増している。それに伴い、アルゴリズムに基づくコンテンツターゲティング、有権者のプロファイリング、自動化された誤情報によるリスクが生じ、民主的なプロセスや公的機関に対する国民の信頼に深刻な脅威が生じている。

本報告書では、EU 規制の枠組を基盤として、日本の AI プロファイリングガバナンスを構成する中核的な 2 つの要素、すなわち**(1) 基本的な検討事項**と**(2) 規制についての提言**を提示する。基本的な検討事項では、イノベーションと経済成長、基本的人権のバランスを調和させると同時に、AI を活用したプロファイリングの透明性とアカウンタビリティ、公正性を確実に維持するための主な原則について概説する。該当する例としては、実用的な権利ベースのアプローチの採用や、規制の柔軟性の強化、官民パートナーシップによるセクター固有のアプローチの策定、データ経済の発展、官民両セクターにおける AI プロファイリングのアカウンタビリティの確保、ならびに国際協力の推進があげられる。

提言では、上記の原則をもとに、**個人の権利とデータ管理**に重点を置いた具体的な規制措置を説明する。該当する例としては、機微データや脆弱な集団の保護、ならびに、リスクの高いプロファイリングやデータ寡占事業体に課す義務を強化すると同時に、中小企業に対する柔軟性を維持する**比例的なリスクベースのコンプライアンスモデル**の策定があげられる。また、**企業プロファイリングと政府プロファイリングに関する明確な保護対策**や、データの独占を防止すると同時に経済成長を後押しする責任あるデータ共有の枠組、AI を活用した誘導的なパーソナライゼーションとダークパターンを抑制する規制を提唱する。さらに本報告書では、**ライフサイクルコンプライアンスメカニズム**について重点的に取り上げる。該当する例としては、上市前認証や定期監査、適応型監視のほか、国内のデータ自律性を維持すると同時に、グローバル基準と民主的リーダーシップを基盤とする日本の AI ガバナンスに合致した**国際協力**を強化する取り組みがあげられる。

日本では、自国の AI ガバナンスの枠組を改良している。したがって、責任ある AI 利用を確実に進めるためには、グローバルなベストプラクティスに準拠すると同時に、技術と経済を巡る日本独自の状況について考慮することが重要となる。本報告書は、AI イノベーションを推進する法的アーキテクチャを策定する

と同時に、個人の自律性と公正性、民主主義の健全性を保護するためのロードマップとして機能するものである。

2. EU におけるプロファイリングの法的枠組

本章では、欧州連合域内の AI プロファイリングを規制する一般的な枠組に関する詳細な概要を示す。EU では、多面的な法的状況を通じてプロファイリングを規制することにより、技術的イノベーションと基本的人権保護のバランスを調和させている。本章では、プロファイリング規制を形成する主な法律文書と原則について、プライバシーと公正性、アカウンタビリティへの対応におけるその役割に重点を置いた調査を実施する。

以下の 4 要素において分析を展開する。

1. **定義と背景**– EU 法に基づくプロファイリングの法的定義と、各種規制の枠組（GDPR を含む）におけるその法的定義の適用について調査する。
2. **一般的な構造**– EU 法と加盟国の責任との相互作用に重点を置き、プロファイリングの基盤となる中核的な規制メカニズムとガバナンスの枠組について概説する。
3. **GDPR が提示する主な特徴とガバナンス** – GDPR の原則と保護対策、プロファイリングを規制する具体的な規定（自動意思決定と機微データに対する重点的な取り組みを含む）について考察する。
4. **複数の法域が存在する EU の状況における位置付け** – EU が多様な法制度を調和させると同時に、各加盟国が国内の優先事項に対処するために必要な柔軟性を維持する方法について調査する。

2.1 EU におけるプロファイリングの定義：データと権利のバランスを調和させる法律

2.1.1 プロファイリングの一般的な定義と AI の台頭

欧州基本権機関の定義によれば、プロファイリングとは、個人を各々の特性に戻づいてカテゴリ化することである¹。このプロセスでは、データの収集と、具体的な特質や属性の特定によって得られる情報に基づくその後の行動が必要となる。

AI を導入することにより、プロファイリングは新たな次元の複雑性とリスクを伴うものとなる。AI システムによるデータの自動処理により、プライバシーと公正性、個性の崩壊に関する懸念が増幅している。AI を活用したプロファイリ

¹ 欧州基本権機関「Preventing Unlawful Profiling Today and in the Future: A Guide」（2018 年）、<https://fra.europa.eu/en/publication/2018/preventing-unlawful-profiling-today-and-future-guide> から入手可能。

ングは、従来の形態のプロファイリングとは異なり、未曾有の規模と速度で作動し、膨大なデータセットを分析してパターンを推測し、行動を予測し、あるいは個人を分類する。この種の機能には透明性が欠如していることが多く、個人が自分に関する判断がどのように下されているのかを理解することを困難にしている。その結果、保護対象のデータカテゴリに基づいて判断が下される可能性や、プライバシーが侵害されるおそれがある。

この種の自動化は、権利と自由に対する重大なリスクを生み出すものとなる。AI プロファイリングに基づく判断は、長期におよぶ偏見を生みだし、脆弱な集団に対する差別をもたらす、あるいは個人の存在をデータポイントの集合体に貶めるものとなるおそれがある。その害は、生活のあらゆる要素、すなわち、経済的な機会や社会への参加、政治への関与にまで広がる可能性がある。

EUでは以上を理由として、先端技術の脅威に直面するなかでも個人の基本的人権を確実に保護するべく、断固とした規制措置に優先的に取り組み、プロファイリングに対処してきた。GDPR や AI 法などの法律は厳格な保護対策を課し、AI プロファイリングシステムに対して透明性と公平性、人間による監視を義務づけている。上記の規制では、アカウントビリティと個人の自由の保護を強調することにより、技術的イノベーションと、欧州におけるガバナンスの中核を成す倫理的・社会的価値観とのバランスを調和させることを目的としている。

2.1.2 EU 法に基づくプロファイリング：法律間における細分化

欧州連合域内において、プロファイリングを規制する法的定義や法的枠組は単一ではなく、統一されてもいない。それどころか、その規制は複数の法律間で細分化しており、それぞれが特定の文脈においてプロファイリングに対処している。本報告書において分析する主な規制の例を以下に示す。

- EU 一般データ保護規則 (GDPR)
- AI 法 (人工知能法)
- デジタルサービス法 (DSA)
- デジタル市場法 (DMA)
- 修理する権利指令
- 不公正取引方法指令
- データ法
- 委員会スタッフ作業文書：デジタル公正性に対する EU 消費者法の適合性評価

このような細分化は、現在のガバナンスにおけるプロファイリングの多面的な性質を反映するとともに、ビジネスや社会、政治といったセクターのさまざま

な領域全体に及ぶと推測される影響を示している。本報告書では、その複雑性に対処するため、上記の法律について分析することにより、各法が AI システムの文脈においてプロファイリングと関連するリスクを規制する方法を特定する。

2.1.3 GDPR とプロファイリングガバナンス

GDPR は、プロファイリング活動を規制する基盤として機能している。本項では、(i) EU 規制における中核的かつ基本的な定義として総合的に機能する、GDPR が提示するプロファイリングの定義、(ii) プロファイリング目的のデータ処理を規制するために確立された保護対策、ならびに(iii) EU 規制のもとで認められるプロファイリングに関する原則について概説する。

i. プロファイリングの法的定義

EU 一般データ保護規則（GDPR） は、EU におけるプロファイリングガバナンスにとって重要な文書である。GDPR の第 4 条(4) には、以下に示すプロファイリングの定義が記載されている。

「自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置および移動に関する側面を分析または予測するための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の個人データの自動的な取扱い。」

GDPR では、プロファイリングを意図的に幅広く定義し、予測アナリティクスや行動モニタリングなどの活動を対象に含めている。それにより、個人の行動の評価や予測を目的とした（社会経済的指標や専門的指標から、健康状態、個人的嗜好にまで及ぶ）多様なデータポイントの使用に関して、倫理的な懸念と法的な懸念を明確にしている。同規制では、上記のカテゴリを明記することにより、GDPR が規制するプロファイリング活動の対象範囲が幅広く、さまざまな方法を用いてパーソナルデータを処理し、応用することが可能であることを明確に示している。

ii. GDPR 第 22 条に基づく自動意思決定とプロファイリング：保護対策と推測される影響

GDPR 第 22 条では、プロファイリングを含む自動処理のみに基づく判断により個人の権利や利益に法的な影響が生じる場合、または同等の重大な影響が生じる場合には、その判断に従うことを拒否する権利を個人に与えている。当該規定では、自動処理の結果が個人に大きな影響を与える可能性がある場合には、引き続き人間による監視とアカウントビリティを中心に据えることを求めている。

主な規定の例としては、(1) プロファイリングの原則禁止、(2) 原則禁止の例外、(3) 必要な保護対策と人間による監視、(4) 重大な影響の禁止、ならびに(5) 特殊なカテゴリのデータがあげられる。

1. **原則禁止**：意思決定プロセスの文脈におけるプロファイリングを原則として禁止する。

第 22 条では、個人に対して法的な影響または同等の重大な影響を与える自動意思決定を原則として禁止すると定めている²。この禁止規定は、基本的保護を個人から奪う可能性がある完全自動プロセスによって生じるリスクを軽減するためには、個人の権利を保護する対策が必要であるという見解に根ざしている。

2. **例外**：上記プロセスの実施が認められる例外が一部定められている。

以下に示す特定の状況下に限り、自動意思決定が認められる³。

- **契約上の必要性**：データ主体と管理者との間における契約の締結または履行に当該処理を実施する必要がある場合。
- **法に基づく承認**：EU 法または加盟国法により、該当する処理が明示的に承認されている場合。ただし、適切な保護対策を講じ、個人の権利を保護することを条件とする。
- **明示的な同意**：個人が上記の処理に対して明示的に同意した上で、当該個人に対し、自身のデータに対するより高いレベルの管理権限を与える場合。

3. **必要な保護対策、人間による監視**：データ主体は、権利および正当な利益の保護を目的として、人間が介入する権利を保有する。

例外規定が適用される場合、GDPR では、下された判断に異議を申し立てるプロセスを通じ、人間による介入を得る権利の裏付けとして、個人を保護する具体的な保護対策を講じることを義務づけている⁴。上記の要件を満たすためには、人間が有意義かつ実質的に意思決定に関与しなければならない。皮相的または形式的な審査では不十分である。その代わりに、関連するデータについて十分に理解した上で、その理解に基づき、自動判断を覆すことが可能となる監視を実施しなければならない。

4. **重大な影響**：意思決定に関連するプロファイリングは、個人の権利、自由、および人生の進路全般に著しい影響を与える可能性があるため、特に注意する必要がある。

² GDPR 第 22 条(1)。

³ GDPR 第 22 条(2)(a～c)。

⁴ GDPR 第 22 条(3)。

自動処理のみに基づく判断により、個人の法的権利や地位、基本的自由に重大な影響が生じる場合には、GDPR 第 22 条に基づく法的効果が発生する。これには、投票権や教育を受ける権利、結社の自由、警察とのやりとりによる移動の制限など、ビジネス、社会、政治の領域に影響を与える行動と自由が含まれる。また、法的効果には、契約の解除、社会補償給付金の拒否、市民権または入国の拒否も含まれる可能性がある。

プロファイリングを含む自動処理では、個人の私生活のさまざまな要素（業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、行動、所在地など）を分析し、予測することにより、法的な影響や同等の重大な影響を生じさせる。例としては、オンラインでの与信取引申請書の自動拒否や、人間による監視を経ずに求人判断が下されるケースがあげられる⁵。この種の処理は、原則として制限されている。しかし、欧州連合法や加盟国法により明示的に認められている場合（不正防止目的など）、契約の履行に必要な場合、あるいは個人の明示的な同意に基づく場合など、特定のケースにおいては認められている。いずれの場合でも、管理者は人間の介入を求める権利や判断に異議を申し立てる権利、透明性と公正性を確保するメカニズムなどの保護対策を講じ、データ主体を保護しなければならない。

GDPR では「重大な影響」について明確に定義していない。ただし、重大な影響とは、個人の地位や権利、自由を実質的に変化させるものでなければならないと明示している⁶。上記の保護とは、特に差別的な結果やシステムミックバイアスが生じる可能性がある場合に、プロファイリングや自動処理の不正使用を防止することを目的とするものである。管理者はコンプライアンスを確保するため、意思決定プロセス全体を通じて透明性とアカウントビリティを維持すると同時に、不正確な情報の修正や誤謬の最小化、パーソナルデータの保護などの強固な技術的対策や組織的対策を導入する必要がある。

ターゲット広告に関する自動判断など、必ずしも全ての判断が総じて上記の基準を満たすわけではないが、プロファイリングにより個人に重大な影響が生じる事例は存在する。その影響は、プロファイリングの侵害性、データ主体の要望、データ主体の脆弱性などの要因によって左右される。特に未成年者やマイノリティ集団、脆弱な成人など、過剰に大きな影響を受ける可能性がある社会的に軽視された集団には、上記が当てはまる。また、

⁵ GDPR 前文 71。

⁶ 同上。

パーソナルデータに基づく差別的価格設定も、例えば商品やサービスへのアクセスを実質的に拒否する法外な高価格を生じる場合などには、重大な影響とみなされる可能性がある。

5. 特殊なカテゴリのデータ：特定のカテゴリのデータについては、機密性または脆弱性を理由として、保護を強化する。

第 22 条では、厳格な法的条件に基づいて処理が正当化され、適切な保護対策を伴っている場合を除き、機密性の高いパーソナルデータに基づく自動意思決定を明確に禁止している。

GDPR において、パーソナルデータとは、個人を特定する情報や個人に関連する情報を指す。「特殊なカテゴリ」の場合、機密性が高いことから保護を強化する。例としては、人種的出自や民族的出自を明らかにするデータ、政治的見解、宗教的信条や哲学的信念、労働組合への加盟、遺伝的データ、個人の識別に使用する生体認証データ、健康状態に関するデータ、ならびに個人の性生活や性的指向に関するデータがあげられる⁷。この種のデータの処理は原則として禁止されている。これには、上記カテゴリに関連する差別、不正使用、被害のリスク増加に対して個人を保護するという GDPR の強い意図が反映されている。

iii. プロファイリングを目的として認められるデータ処理

プロファイリングを目的とするデータ処理については、**GDPR 第 6 条**に基づき、既定の条件のいずれかを満たす場合に限り、適法となる。条件の例を以下に示す。

- i. 目的を具体的に示し、データ主体から明示的な同意を取得すること。
- ii. 契約上の義務を履行すること。
- iii. 法的要件を遵守すること。
- iv. 個人にとって極めて重要な利益を保護すること。
- v. 公益に資するタスクを遂行すること。または、
- vi. データ主体の権利と自由を侵害しない正当な利益を追求すること。

当初の意図を超える範囲を目的とする処理については、上記の条件に加え、厳格な適合性評価に従わなければならない。管理者は、データ主体との関係性、データの性質、想定される個人への影響、ならびに仮名化または暗号化などの適切な措置を講じているかどうかなどの要因について考慮しなければならない。公的なタスクや公式のタスクについては、欧州連合法または加盟国法において

⁷ GDPR 第 9 条(1)。

処理に関する法的根拠が明確に定義されていなければならない、また、公益上の目的と調和し、目的に対する比例原則が確保されていなければならない。

上記の規定は、プロファイリングが合法性と公正性、透明性に関する GDPR の中核的原則に合致したものであることを保証する、構造的な枠組を定めるものである。また、不当なリスクからデータ主体を保護すると同時に、明確に定義された文脈において、必要または運用上効率的なデータ処理の実施を可能にすることを目指している。

2.1.4 EU の役割：超国家性と委任

プロファイリングに関する EU 規制の枠組では、加盟国間において責任を委任する**超国家的権威**と能力を明確に示している。EU では共通の基準を設定することにより、多様な法域全体における保護を調和させると同時に、加盟国が国ごとの状況に対処できるようにすることを目指している。このアプローチは、技術的イノベーションと基本的人権のバランスの調和を図る上で、EU が果たしている中心的な役割を明確に示すものである。

3. EU における AI プロファイリング：ビジネス、社会、政治の観点

本章では、AI プロファイリングを規制する主な EU 法について調査し、その目的、規定、ならびに 3 つの重要なセクター（ビジネス、社会、政治）全体に生じると推測される影響について分析する。

本報告書では、AI プロファイリングに関連するものとして選定した主な法律の各々について、以下を提示する。

- **法の特性：**
 - 法の目的と適用範囲の概要。プロファイリングと関連リスクに対処する法律のアプローチに重点を置く。
 - プロファイリングに関連する条項または規定を特定して分析する。データ処理と権利の保護に関して推測される影響を明確に示す。
- **セクター別の分析：**
 - **ビジネス：**マーケティングや広告、労働市場、ならびに商業レベルや社会経済的レベルにおいて個人と直接関与するその他のセクターなど、経済活動に対する法の影響について調査する。
 - **社会：**公衆衛生や脆弱な集団（高齢者、未成年者、宗教集団など）の保護など、社会的側面における法の役割を取り上げる。
 - **政治：**投票権などの政治の領域に関与し、特に個人や集団を標的とした選挙の不正操作を防止する法の対策について評価する。

各規制に関する上記の構造化分析は、規制の目的と関連規定、セクター別の影響に重点を置いた上で、プロファイリングが EU の法的状況全体でどのように扱われているかについて包括的な理解をもたらすものである。本報告書では、ビジネス、社会、政治の各レベルにおけるプロファイリングを調査することにより、AI を活用したプロファイリングに関連する多面的な課題とリスクを明確に示す。

3.1 EU 一般データ保護規則

EU 一般データ保護規則（GDPR）では、プロファイリングの潜在的リスクを認識し、プライバシー、公正性、非差別などの**基本的人権を保護**した上で、**データの管理と処理**に対する構造化アプローチを通じ、プロファイリングを規制している。また、透明性とアカウントビリティ、EU原則の遵守を重視した上で明確な保護対策を確立し、**プロファイリングがもたらす利益と個人保護の必要性のバランスを調和**させている。

GDPR では基本的に、**データの収集と処理、全般的な管理**について規制することにより、責任ある倫理的なプロファイリングの実施を可能にする。これを実現する方法として、個人のデータへのアクセス、自動判断に対する異議申し立てなど、個人に関する**権利を確立**すると同時に、公正性とアカウントビリティの確保を組織に義務づけている。GDPR とは、基本的にはデータ保護に関する包括的な枠組を提示する法であり、プロファイリングについてはデータガバナンスの権利と責任に関する広範な体系を構成する主要要素のひとつとして対処している。

以下に、GDPR をプロファイリングに適用する方法、その定義と背景、ならびに主な特徴の概要を示す。

(1) 特徴と特性の定義

i. 定義と背景

EU 一般データ保護規則（GDPR）では、厳格な保護対策と制限の対象となるデータ処理の一種として、プロファイリングを明確に規定している。プロファイリングは、処理に関する法的根拠やデータ保護原則などの **GDPR 規定の対象**となる⁸。また、**欧州データ保護委員会（EDPB）**は、プロファイリングに関する指針を発行し、加盟国全体におけるコンプライアンスを確保する権限を有している⁹。

⁸ GDPR 前文 72。

⁹ 同上。

プロファイリングの定義：GDPR 第4条(4) では、以下のようにプロファイリングを定義している。

「**自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置および移動に関する側面を分析または予測するための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の個人データの自動的な取扱い。**」¹⁰

上記の幅広い定義の対象には、予測アナリティクスから行動モニタリングまで、データ収集者やデータ処理者によるさまざまな活動が含まれている。同時に、社会経済や職業、健康状態、私有物など、多岐にわたるデータポイントを使用して個人の生活の要素を評価し、あるいは予測することにより、倫理面や法律面において生じると推測される重大な影響を浮き彫りにしている。上記の定義では、上記のカテゴリを明確に対象に含めることにより、**(i) GDPR が規制するプロファイリング活動の幅広さ、ならびに(ii) 対象とするパーソナルデータの文脈において、大量の行動様式が対象となることを明確に示している。**

権利および自由とデータ処理およびプロファイリングのバランスの調和：GDPR では、データ処理とプロファイリングについて、個人の権利と自由に重大なリスクをもたらす可能性がある活動と認識している¹¹。この種のリスクは、可能性と重大性はそれぞれ異なるものの、いずれもパーソナルデータの不正使用によって生じる可能性がある物理的被害や物的被害、非物的被害に由来するものである¹²。該当する害の例としては、差別、個人情報窃盗、金銭的損失、風評被害、不正な仮名化解除、自身のパーソナルデータに対する管理権を行使する個人の資格の剥奪があげられる。

同規則では、人種的出自や民族的出自を明らかにする情報、政治的見解、宗教的信条、労働組合への加盟、または健康状態や遺伝的情報、性生活に関するデータなど、特定のタイプのデータは特に慎重に扱うべきであることを認めている。当該カテゴリのデータを処理することは、特に個人的要素を評価し、特性業務遂行能力、経済状態、健康、行動などの特性を予測または分析するためのプロファイルを作成または使用する場合に、害を生じるリスクを高める。また、子どもなどの脆弱性の高い集団が関与する場合、もしくは多くの個人に影響を与える大量のデータを処理する場合には、上記のリスクがさらに増大する¹³。

¹⁰ GDPR 第4条(4)。

¹¹ GDPR 前文 75。

¹² 同上。

¹³ 同上。

GDPR では、上記の課題に対処するため、データを処理する正当な必要性和、個人の権利や自由の保護とのバランスを適正に調和させることを目指している。同規則では、透明性や公正性、アカウントビリティ、目的の制限などの原則を履行することにより、被害を軽減するための厳格な保護対策を義務づけている。その例としては、データ収集の対象範囲の制限、機微データに関する明示的な同意の義務化、ならびにプロファイリングまたは自動意思決定により基本的人権が侵害されないことの保証があげられる¹⁴。GDPR は、バランスを調和させる上記の法律を通じ、デジタル時代におけるイノベーションとデータ主導の発展を目指すと同時に、個人の尊厳と自律性を維持することを目指している。

ii. 特殊なカテゴリのデータに関する制限

GDPR では、該当する活動が個人の基本的人権と自由に重大なリスクをもたらすとして、**特殊なカテゴリ**のパーソナルデータを処理するための要件を厳格化している¹⁵。該当するカテゴリの例としては、人種的出自や民族的出自に関するデータ、政治的見解、宗教的信条や哲学的信念、労働組合への加盟、遺伝的データ、個人の識別に使用する生体認証データ、健康状態に関するデータ、ならびに個人の性生活や性的指向に関するデータがあげられる。

原則禁止の例外規定：上記カテゴリのデータについては、本質的に機密性が高いとみなされるものであり、特定の例外が適用される場合を除き、原則として処理が禁止されている。

例外規定の例としては、明示的な同意が示されている場合、処理が法的義務を履行するものであるか、または極めて重要な利益を保護するものである場合、ならびに公衆衛生や社会的保護といった実質的な公益に資するものである場合があげられる¹⁶。また、非営利団体による合法的な活動を目的とする場合、主体が公開したデータを対象とする場合、ならびに法的請求権や訴訟手続の文脈における処理の場合にも、処理が認められる。さらに、医療や科学研究、統計的分析、記録保管を目的とする場合にも、仮名化などの堅牢な対策を講じてデータ主体を保護することを条件として、機微データを処理することができる。当該規定は、特に機微データを含むプロファイリングなどのリスクの高い処理について、基本的人権に則った状態を維持しつつ、責任を持って実施することを可能にするものである。

¹⁴ 以下の 2.2.1(1)(iv)項の議論を参照。

¹⁵ GDPR 第 9 条。

¹⁶ GDPR 第 9 条(2)、前文 54。

iii. 適用範囲と管轄性

GDPR の管轄権は、EU の物理的国境を越える範囲にまで及んでおり、既定の条件に基づくパーソナルデータ処理（EU 域内の個人を標的とした欧州連合外の事業体による処理を含む）を規制している。本節では、同規則の物的適用範囲と領域適用範囲について調査し、その幅広い管轄権の領域と繊細な制限を浮き彫りにする。

物的適用範囲：その対象となる実体は？ 構造化すべきパーソナルデータ

GDPR の物的適用範囲は幅広く、自動または手動によるパーソナルデータの処理に適用される。ただし、該当するデータが構造化されたファイリングシステムの一部を形成しているか、または一部となることを意図していることを条件とする¹⁷。この幅広い適用範囲は、官民両セクターによる活動に及んでいる。

除外：同規則には、複数の除外規定が含まれている。その例としては、個人または家庭における使用を目的とする処理、加盟国が特定の法的資格において実施する行動（TEU 第 5 編第 2 章に基づく行動など）、EU 法の権限の及ばない活動、ならびに法執行や公安に関連するデータ処理があげられる¹⁸。国家安全保障、欧州連合の外交政策や安全保障政策に基づく活動など、EU 法の適用範囲を超える分野には GDPR は適用されない¹⁹。

領域適用範囲：適用対象地域とは？ (i) EU 域内に設立された事業体、(ii) EU 域内に所在する個人のデータを処理する、または標的とする EU 以外の事業体によるデータ処理

GDPR は、処理が実施される場所にかかわらず、EU 域内に設立された管理者または処理者によるデータ処理を規制する。したがって、同規則が適用される領域は幅広い。さらに同規則は、EU 域内に所在する個人のパーソナルデータを処理する EU 以外の事業体にも適用される。該当する例としては、事業体が EU 域内の個人に対し、有料か無料かを問わず、商品やサービスを提供する場合、または EU 域内における個人の行動をモニタリングする場合があげられる。

EU 域内の個人を標的とする意図性：欧州以外の事業体に GDPR を適用するためには、EU 域内の個人を標的とした時点において明確な意図が存在していなければならない。該当する手法の例としては、EU 域内で使用される言語によるマーケティング、EU 通貨による価格設定、または EU の

¹⁷ GDPR 第 2 条。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 同上。GDPR 前文 16。

状況に合わせたその他の戦略があげられる²⁰。同様に、嗜好や行動、態度の分析や予測を目的とした個人のプロファイリングといったモニタリング活動を実施する EU 以外の事業体についても、GDPR の管轄権の対象となる²¹。

対象となる人物は？ 自然人

GDPR は、国籍や居住地を問わず、**自然人**を保護するものである²²。一方、企業などの法人には、同規則は適用されない。この特徴は、同規則が個人の権利に重点を置いていること、ならびに高い基準のパーソナルデータ保護をグローバル規模で保証することを目的としていることを明確に示している。

iv. データとプロファイリングの保護に関する権利ベースのアプローチ

GDPR には権利ベースのアプローチが採用され、データ処理やプロファイリングに関連するリスクから個人を保護している。同規則では、実用的な項目として中核的原則を取り入れることにより、データ主体が自身の個人情報に対する管理権を維持し、有害な結果や差別的な結果が生じないように保護されることを保証している。本節では、上記の原則を維持するために GDPR で保証される具体的な権利と保護について概説する。この権利と保護は、いずれもデータ、より具体的にはプロファイリングに関連するものである。GDPR では、個人に対して複数の基本的人権を保証している。該当する例としては、(1) パーソナルデータの処理方法に関する透明性を求める権利、(2) 自身のパーソナルデータに関する情報を得てアクセスする権利、(3) 特定の状況下において不正確な情報を修正する権利またはパーソナルデータを削除する権利、ならびに(4) 自身に重大な影響を与えるプロファイリングや自動意思決定に異議を申し立てる権利があげられる。

- (1) **透明性**：データ管理者は、プロファイリングを実施する時点において、その目的、関連する論理、ならびにデータ主体に対して想定される影響などの情報をデータ主体に通知しなければならない。それにより、データ主体が自身のパーソナルデータがどのように使用され、プロファイリングが自身の権利やプライバシーにどのような影響を与えうるかを理解できるようにする²³。

²⁰ GDPR 前文 23、24。

²¹ 同上。

²² GDPR 前文 14。欧州委員会「Data Protection under GDPR, Your Europe」、https://europa.eu/youreurope/business/dealing-with-customers/data-protection/data-protection-gdpr/index_en.htm（最終閲覧日：2025 年 3 月 7 日）。

²³ GDPR 第 12 条。

明確性、特別な保護：GDPR では、データ主体に提供されるパーソナルデータおよびその処理に関する情報が、明確で簡潔かつ容易に理解できるものとするのを義務づけている²⁴。同規則は、特にデータ処理における実務の複雑性と、処理に関与する当事者の増加を鑑み、透明性の確保が重要であることを明確に示している²⁵。また、平易な言語に加え、必要に応じて標準アイコンなどの視覚ツールを使用し、必須情報を伝える必要があることも明示している²⁶。当該要件は、特に保護の強化に値する子どもに関連するものである。したがって、子どもが情報を完全に理解することができる方法を用いて全ての通知を調整しなければならない²⁷。

実践的な対策：同規則では、データ主体による自身の権利の効果的な行使を可能にする実践的な対策が必要であることを明確に示している²⁸。管理者は、アクセスや修正、削除、処理に対する異議申立を要請するためのメカニズムを個人に無償で提供する義務を負う。要請に対しては、不当な遅滞なく、通常は 1 ヶ月以内に対処しなければならない。また、要請への対応を拒否する場合、管理者は正当な根拠を示す義務を負う²⁹。上記の規定は、アカウントビリティに関する GDPR の中核的原則に基づき、データ主体が自身のパーソナルデータに対する実質的な管理権を維持することができることを保証するものである。

プロファイリングの詳細：GDPR は上記の基盤の上に成り立ち、管理者に対し、プロファイリング活動に関する情報（該当する処理の目的と影響を含む）をデータ主体に通知することを義務づけている³⁰。さらに、パーソナルデータの提出が義務づけられているかどうか、ならびに提出しなかった場合に推測される影響について、該当する個人に認知させることを義務づけている。該当する情報については、アクセス可能なフォーマットを用いて提示しなければならず、また、電子的手段を用いて提示する場合には、機械可読アイコンを含めることで明確性と有用性を確保すべきである。

- (2) パーソナルデータに関する情報とアクセス：GDPR は、パーソナルデータを収集する際に、データ主体から直接収集するか、その他の情報源から収集するか

²⁴ GDPR 第 12～14 条。

²⁵ GDPR 前文 58。

²⁶ 同上。

²⁷ 同上。

²⁸ GDPR 第 12 条、前文 59。

²⁹ GDPR 前文 59。

³⁰ GDPR 前文 60。

を問わず、透明性を確保する厳格な義務をデータ管理者に課している³¹。また、当該義務を補完するものとして、個人が自身のパーソナルデータが処理されるかどうかを確認し、処理の目的を審査し、データの使用目的を把握し、自動意思決定やプロファイリング活動に対する知見を得ることを可能にするアクセス権を設定している。この権利は、個人による自身の個人情報の実質的な監視を可能にすることにより、透明性の原則を強化するものである³²。

管理者は、処理が実施されているかどうかを確認し、その目的の詳細を示し、保管期間を指定し、データの受領者に関する情報を開示し、自動意思決定やプロファイリングについて説明しなければならない。当該情報により、個人は自身のデータがどのように利用されているのかを理解することができ、個人に対する情報の継続的な通知を受けられるようになる³³。アクセスは簡便な方法によるものとし、また、定期的にアクセスすることにより、個人が自身のデータを審査し、推測されるその影響について評価することができるようにならなければならない。アクセス性を強化するため、データ主体を対象とする安全なリモートアクセスシステムを確立することを管理者に推奨している³⁴。

アクセスに対する制限：アクセス権は無制限に与えられるものではない。制限の例としては、他者の自由や企業秘密、知的所有権（ソフトウェアの著作権など）の侵害があげられる³⁵。迅速かつ明確なコミュニケーションが重視されているが、情報提供が不要な場合（データ主体が既に情報を保有している場合など）、実現が難しい場合（大規模な研究プロジェクトや歴史に関する研究プロジェクトなど）、または法律により明確に義務づけられている場合には、上記以外にも例外が存在する。当該規定には、透明性と実践的な実行可能性とのバランスの調和を目指すGDPRの取り組みが反映されている³⁶。

- (3) **修正と削除**：データ主体は、プロファイリングにおいて使用された不正確なデータまたは不完全なデータを修正する権利を保有する。それにより、不備のある情報に基づく判断が下されないことを保証し、処理に対して異議を申し立てることを原則として可能にする。この点については、データを(i) 修正する権利、

³¹ GDPR 第 13 条、第 14 条。管理者は、データを収集する時点において、またはデータを間接的に取得する場合には合理的な期間内に、個人に対してデータ処理に関する明確かつ詳細な情報を提示しなければならない。該当する情報の例としては、管理者のアイデンティティ、処理の目的、法的根拠、ならびに計画に基づく第三国への移転があげられる。

³² GDPR 第 15 条。

³³ 同上。

³⁴ GDPR 前文 63。

³⁵ GDPR 前文 63。

³⁶ GDPR 前文 61、62。

(ii) 削除する権利、(iii) 処理を制限する権利、(iv)ポータブルとする権利という形で GDPR に組み込まれている³⁷。

修正する権利：修正する権利により、個人は不当な遅滞なく、不正確または不完全なパーソナルデータを修正することができる³⁸。該当する例としては、必要に応じてデータを補完する補足的な記述の提示ができることがあげられる。データの正確性と公正性を維持し、不備のある情報や不完全な情報に基づく判断を防止するためには、当該権利が不可欠である³⁹。

削除する権利（「忘れられる権利」）：削除する権利により、データ主体は、特定の条件下で自身のパーソナルデータの削除を要請することができる⁴⁰。例えば、データが不要になった場合、同意が撤回された場合、データが不正に処理された場合などがある。当該権利は、特にデータ主体が未成年者として同意を提示した場合、またはパーソナルデータを保持するとリスクが生じる場合に関連するものである⁴¹。また、管理者は、一般に公開されている共有データの削除要請について、ほかの管理者にも通知するための合理的な措置を講じなければならない。ただし、表現の自由や法的義務、公衆衛生、保管目的などを理由とする例外が存在する⁴²。

処理を制限する権利：当該権利により、個人は特定の状況下における自身のデータの処理を制限することができる⁴³。例えば、データの正確性に異議を申し立てる場合、不正な処理が行われているものの削除を要請しない場合、法的請求権の行使にデータが必要な場合などがある。

データ・ポータビリティに対する権利：データ主体は、一般に使用されている構造化された機械可読フォーマットにおいて自身のパーソナルデータを受領し、ほかの管理者に支障なく移転する権利を保有する⁴⁴。当該権利は、同意、契約上の必要性、または自動化手段に基づいて処理されたデータに適用される。

(4) プロファイリング、自動意思決定に対して異議を申し立て、その対象から外れる権利：データ主体は、プロファイリングに異議を申し立てることができる。

³⁷ GDPR 第 16～20 条。

³⁸ GDPR 第 16 条。

³⁹ GDPR 前文 65。

⁴⁰ GDPR 第 17 条。

⁴¹ GDPR 前文 65。

⁴² 同上。

⁴³ GDPR 第 18 条。

⁴⁴ GDPR 第 20 条。

また、プロファイリングを含む自動処理のみに基づく判断が法的な影響または同等の重大な影響をもたらす場合には、該当する判断の対象から外れる権利を保有する。例外も存在するが、人間による介入を求める権利、判断に異議を申し立てる権利などの保護対策を必ず講じなければならない⁴⁵。

v. データ保護影響評価

データ保護影響評価（DPIA）は、GDPR のアプローチの中心的な要素であり、プロファイリングやその他の高リスクなデータの処理活動に関連するリスクを軽減するものである。DPIA は、処理を実施することで個人の権利や自由に発生しうる影響を事前に評価することを管理者に義務づけている。これにより DPIA は、被害を防止し、コンプライアンスを確保し、データガバナンスにおけるアカウントビリティを強化する重要な手段として機能する。

DPIA の主な要件：GDPR では、データ処理（特に新技術を利用したもの）により、個人に対して高いリスクが生じる可能性がある場合には、必ず DPIA を実施することを義務づけている⁴⁶。該当する例としては、系統的プロファイリング、機微データの大規模処理、ならびにパブリックモニタリングがあげられる。DPIA では、処理の対象範囲と文脈、目的について系統的に分析し、データ主体に対するリスクを評価し、該当するリスクを軽減する保護対策を特定しなければならない⁴⁷。

プロファイリングと高リスク活動、DPIA の実施義務：以下に示すリスクの高い状況においては、GDPR でデータ保護影響評価（DPIA）の実施が義務づけられている⁴⁸。

- **自動意思決定とプロファイリング**：個人のパーソナル要素が、プロファイリングを含む自動処理を通じて系統的かつ広範に評価され、その結果として法的効力を持つ決定または同等の重大な影響が生じる場合。
- **機微データの大規模処理**：特殊なカテゴリのパーソナルデータ（人種の出自または民族的出自、健康に関するデータなど）⁴⁹、刑法上の有罪判決または犯罪行為⁵⁰に関連するデータを大規模に処理する場合。
- **公共区域の系統的モニタリング**：一般に立ち入り可能な場所において、監視システムなどを通じた大規模な系統的モニタリングを実施する場合。

⁴⁵ 上記の 2.1.3(B)項の議論を参照。

⁴⁶ GDPR 第 35 条。

⁴⁷ GDPR 第 35 条(1)。

⁴⁸ GDPR 第 35 条(3)。

⁴⁹ GDPR 第 9 条(1)。

⁵⁰ GDPR 第 10 条。

DPIA の実施を要する可能性があるその他の高リスク処理としては、信用力や職務適性の判断など、個人に重大な影響を与えるパーソナル要素（信頼性、行動、嗜好など）の自動評価があげられる。GDPR では、機微データや生体認証データ、犯罪歴が関与する大規模処理を実施する場合、特に当該活動により、個人の権利行使が制限される場合については、DPIA を必ず実施しなければならないと明確に示している⁵¹。

vi. データ保護責任者

GDPR では、**データ保護責任者（DPO）** と呼ばれる役職を設けている。DPO は、有害なプロファイリング活動の防止といった、データ保護規制の遵守を保証する上で重要な役割を担っている。DPO は、組織によるデータ保護規則の遵守状況を監視し、コンプライアンス対策について助言し、所轄当局やデータ主体との連絡窓口を務める責任を負う。同職は、適法かつ公正な処理が実施されていることを確認する必要がある、プロファイリングなどのリスクの高い処理活動において特に重要な職務である。

DPO の指名：以下に該当する場合には、DPO を任命しなければならない⁵²。

- **公的機関**：組織が公的機関または公共団体である場合。ただし、司法権を行使する裁判所を除く。
- **大規模モニタリング**：中核的活動において、追跡またはプロファイリングなどの個人を対象とする定期的かつ系統的な大規模モニタリングを実施する場合。
- **機微データの処理**：GDPR 第 9 条と第 10 条に基づいて定義される機微データ（健康状態、民族性、犯罪歴など）の大規模処理が中核的活動に含まれる場合。

職務ならびにプロファイリングとの関連性：DPO は、自動意思決定やプロファイリングなど、リスクの高い分野におけるコンプライアンスを確保する任務を担当する⁵³。DPO は、組織内の活動を監視することにより、パーソナルデータの不正使用（大規模プロファイリングなどの活動における使用を含む）の防止を支援し、個人を保護する保護対策を確実に実施する。

⁵¹ GDPR 前文 91。

⁵² GDPR 第 37 条(1)。

⁵³ 同上。GDPR 前文 97。

vii. コンプライアンス違反に対する制裁

組織が GDPR のプロファイリングに関する規則を遵守しなかった場合、**最大 2,000 万ユーロまたは全世界における年間売上高の 4%のうち、いずれか高い額の罰金を伴う重大な罰則が課せられることがある**⁵⁴。

(2) セクター別の分類

GDPR は、リスクの軽減と基本的人権の保護を目的としてプロファイリングを規制している。GDPR が構築する枠組では、広範な法域を対象として、EU 域内の個人、ならびに EU 域内において設立された事業体を対象とするデータの処理と管理に対処している。中核的原則としては、データ主体と収集したデータとの間の相互作用と同意を基盤とする権利ベースのアプローチ、機微データに関する監視の強化、ならびに特殊な処理状況があげられる。

i. ビジネス

GDPR では、ビジネス、特にマーケティングや雇用、消費者取引の文脈におけるプロファイリングに関する基準を明確に設定している。

- **マーケティングと消費者プロファイリング**：GDPR では、消費者データの収集と使用における透明性とアカウントビリティを重視し⁵⁵、ダイレクトマーケティングを目的とするプロファイリングに異議を申し立てる権利を個人に付与している⁵⁶。マーケティングを目的とした子どものプロファイリングについては、データリスクに対する子どもの理解が限られていることから、保護対策を強化する必要がある⁵⁷。
- **正当な利益**：企業は、マーケティングなどの正当な利益を目的としてデータを処理することができる。ただし、特に子どもが関与する場合には、当該利益により、データ主体の権利と自由が侵害されないことを条件とする⁵⁸。一方、GDPR では、データ収集の文脈と目的に基づき、データ主体が上記の処理を合理的に予想することが可能かどうかについて、慎重に評価する必要があることを明確に示している⁵⁹。
- **雇用の文脈**：GDPR では加盟国に対し、従業員のデータに関する独自の規則を制定する権能を十二分に付与している⁶⁰。該当する例としては、求人や業績評価、職場における平等と多様性、職場の監視、解雇などの

⁵⁴ GDPR 第 83 条(4、6)。

⁵⁵ GDPR 第 21 条、前文 70。

⁵⁶ 同上。上記 3.1 項(1)(iv)の議論を参照。

⁵⁷ GDPR 前文 38。

⁵⁸ GDPR 第 6 条(1)(f)。

⁵⁹ GDPR 前文 47。

⁶⁰ GDPR 第 88 条、前文 52、127、155。

活動におけるデータプロファイリングがあげられる⁶¹。当該権能と GDPR の一般原則とのバランスを調和させなければならない⁶²。

- **ビジネスにおける機微データ**：GDPR では、機密性の高いカテゴリのデータについて、処理に関する要件を強化している⁶³。当該カテゴリは、特にプロファイリングによる社会経済的な判断（信用力、保険の査定、その他の重要な経済的成果など）への影響が生じる可能性がある分野において、事業運営に重大な影響を与えるものである。

ii. 社会

プロファイリングは、サービスへのアクセス、待遇の公正性、差別の可能性に影響を与えることで、社会の構造に影響を及ぼす。

- **機微データによるプロファイリングの社会的影響、脆弱な集団**：GDPR は、処理が原則として禁止されている機微データ（人種的出自や民族的出自、宗教的信条、健康状態に関する情報など）に基づくプロファイリングに伴う、社会的なリスクの高まりを明確に示している⁶⁴。上記を背景とするプロファイリングにより、特に社会的に軽視された集団や脆弱な集団に対する構造的差別が長期間持続し、医療や教育などの基本的サービスへのアクセスが制限され、社会的不平等が深刻化する可能性がある。この種の影響は、プロファイリング活動における公正性と包括性、基本的人権の尊重を保証するための保護対策が極めて重要であることを明確に示している。GDPR では、プロファイリングにより、特に社会的に軽視された集団や脆弱な集団、あるいは子どもに対する偏見が長期間持続する可能性や、脆弱性が増大する可能性がある点に鑑み、人種的要因や民族的要因、社会経済的要因に基づく差別に対する保護を明確に打ち出し、処理によるリスクが高い状況における被害を最小限に抑制する必要性を強調している⁶⁵。
- **公衆衛生と社会調査**：GDPR では、公衆衛生を目的とするパーソナルデータの使用を認めている⁶⁶。また、公益ならびに科学や歴史、統計を目的とする例外について定めている⁶⁷。

⁶¹ GDPR 第 88 条、前文 52、127、155。

⁶² GDPR 第 5～11 条。

⁶³ GDPR 第 9 条。

⁶⁴ GDPR 第 9 条。

⁶⁵ GDPR 前文 38、75。

⁶⁶ GDPR 前文 53、54。

⁶⁷ GDPR 第 89 条、第 9 条(2)(h)～(j)

iii. 政治

GDPR は、特に選挙プロセスや公安に関して、政治活動におけるプロファイリングを扱っている。

- **機微データと政治プロファイリング**：GDPR では、政治的見解や宗教的信条、哲学的信念などのデータを特殊なカテゴリに分類し、保護を強化している⁶⁸。この種の保護は、特に当該データに基づくプロファイリングが有権者の行動や権利、選挙結果、世論に影響を与える可能性があることから、堅牢な保護対策を講じることにより不正使用を防止し、公正性を確保する必要がある政治の文脈に関連するものである。
- **選挙活動**：GDPR では、民主的参加のために個人の政治的見解に関するデータを政党が処理する可能性があることを認めており、こうしたケースに対する例外を設けている⁶⁹。ただし、該当するプロファイリングに不正使用や不正な誘導を防ぐ保護対策を含めることにより、公益を保護しなければならない。
- **政治の文脈における自動意思決定**：GDPR では、政治的権利を含め、データ主体に重大な影響を与える完全自動プロファイリングを禁止している⁷⁰。該当する例としては、投票行動に影響を与えたり、個人の投票を制限したりするデータ処理やプロファイリングがあげられる。
- **表現と情報の自由**：GDPR では、特にジャーナリズム、学問、芸術や文学表現といった文脈において、データ保護を求める権利と、表現と情報の自由とのバランスを加盟国が調和させることを保証している⁷¹。民主主義的価値観においては、上記のバランスを調和させることが極めて重要であり、映像制作やニュースアーカイブ、プレスライブラリーなどの文脈に幅広く適用される。これは、表現の自由を幅広く解釈し、民主主義社会におけるその重要性を支持する意志を明確に示すものである⁷²。

3.2 人工知能法

EU 人工知能法（AI 法）は、欧州連合域内における AI システムの安全で透明性のある、信頼できる開発と導入を確保することを目的とした、根幹となる規制である。同法では、AI 技術によって生じるリスクを軽減すると同時に、イノベーションを推進し、プライバシー、公正性、非差別などの基本的人権を保護することを全般的な目的としている。

⁶⁸ GDPR 第 9 条。

⁶⁹ GDPR 前文 56。

⁷⁰ GDPR 第 22 条、前文 71。

⁷¹ GDPR 第 85 条、前文 153。

⁷² 同上。

AI 法はプロファイリングのみに重点を置くものではないが、リスクの高い AI 用途や禁止されている AI 用途を規制する幅広い権能の一部として、プロファイリングに実践的に対処している。

AI 法では、AI システムを規制するのにリスクベースの階層型アプローチを採用している。当該アプローチでは、コンプライアンス要件や全面禁止事項を示したカテゴリを指定しており、リスクが高いほど禁止される可能性が高まり、あるいはコンプライアンス要件が強化される。法執行や信用力評価、雇用プロセスにおいて使用されるシステムなどのリスクが高い AI システムに対しては、リスク評価や透明性対策、人間による監視など、厳しい要件が課せられる。最高レベルの制限においては、不正な誘導や脆弱な集団の搾取、ソーシャルスコアリングを担当するシステムといった、リスクが許容不能な AI システムを全面的に禁止する。上記のカテゴリにより、プロファイリングを担当するような AI システムが、基本的人権と倫理基準に合致していることを保証する。

AI 法では、AI を活用したプロファイリングの文脈と想定される被害を標的にすることにより、AI システムのアカウントビリティと透明性を確保し、欧州の規制の枠組が提供する価値観に AI システムを合致させるという同法の広範な目標のなかにプロファイリングを組み入れている。

(1) 特徴と特性の定義

本項では、EU AI 法が人工知能に関する広範な規制の枠組において、プロファイリングにどのように対処しているのかについて概要を示す。また、主な 3 つの要素として、(i) 定義と背景、(ii) 高リスク AI システム、ならびに(iii) 禁止対象の AI システムに重点を置く。

以下に概要を示す。

1. **定義と背景**：EU AI 法は、同法を補完する法律（特に GDPR）において定められた定義に依拠し、AI の安全性と倫理的な使用を保証するという同法の広範な権能の一部として、プロファイリングに間接的に対処している。
2. **高リスク AI システム**：高リスクシステムにおけるプロファイリングは、同法のコンプライアンスの枠組における中核的な要素であり、透明性と人間による監視、適合性評価に関する厳格な要件の対象となっている。
3. **禁止対象の AI システム**：同法では、不正な誘導や搾取、ソーシャルスコアリングを担当するシステムといった、リスクが許容不能なシステムにおけるプロファイリングを禁止し、基本的人権と倫理原則を保護している。

上記の要素は、EU AI 法におけるプロファイリングの役割の理解に向けた基盤を構築するものである。以下では、各項目に関する詳細な調査について示す。

i. 定義と背景

EU 人工知能法（AI 法）では、プロファイリングを重要な活動として同法の規制の枠組のなかに組み入れているものの、プロファイリングという用語の明確な定義は示していない。その代わりに、**GDPR のプロファイリングの定義**⁷³

「個人の特性、行動、嗜好の評価、予測、推測を目的とする個人データの自動的な取扱い」に依拠している。AI 法におけるプロファイリング活動は、機微データの推測、個人属性の評価、あるいは行動の予測を行うシステムに関連するものが多い。ただし、AI 処理の文脈を追加することにより、GDPR による保護や、データの使用とプライバシーを規制するその他の EU 法と整合するものとなっている。

プロファイリングとその広範な法的文脈、データ管理：AI 法は、EU 域内においてプロファイリングを規制する法の領域に含まれる要素のひとつである。同法では、プロファイリングに特化したガバナンスの多くについて GDPR に大きく依拠しているが、AI システムに関する保護については強化している。AI 法におけるプロファイリング活動は、パーソナルデータの分析、パーソナルデータの構造化、個人に関する予測や評価を実施するシステムに関連するものが多い。該当する例としては、クレジットスコアリングや雇用、法執行などの領域における用途があげられる⁷⁴。AI 法は、特に GDPR をはじめとする既存の EU 法と整合し、AI を活用したプロファイリングがデータ保護や透明性、アカウントビリティの原則に準拠して実施されることを保証している。AI 法には、同法がパーソナルデータを規制する既存の欧州連合法に代わるものではないことが明確に示されている。ただし、同法は既存の欧州連合法を補完するものとして、AI システムによって生じる独自の課題に対処している⁷⁵。

AI 法では、プロファイリングシステムの文脈において、同法における AI のコンプライアンス義務とデータ管理とを関連付けている。同法では、パーソナルデータを保護することの重要性を認識した上で、AI プロファイリングプロセスにおいては、欧州連合データ保護法に基づく義務として、データ最小化とデータ保護の原則を設計段階から、および初期設定として適用しなければならないと定めている⁷⁶。

⁷³ AI 法第 3 条(52)、GDPR 第 4 条。

⁷⁴ AI 法附則 III。

⁷⁵ AI 法第 10 条。

⁷⁶ AI 法前文 69。

ii. 高リスク AI システム

EU AI 法では、プロファイリングプロセスに直接影響を与える高リスク AI システムに関するガバナンス構造を確立している。本項では、高リスク AI のガバナンスに関する重要な要素として、(i) AI システムを高リスクと分類する基準、(ii) 該当するシステムが満たさなければならないコンプライアンスに関する義務、ならびに(iii) 強化された上記要件の対象となる具体的なプロファイリング関連用途の 3 項目について概説する。

(i) 高リスク AI システムを構成する要素とは？

-影響：AI システムが EU AI 法に基づく特定の基準を満たした場合には、当該システムを高リスクとして分類する。高リスクシステムは、個人の健康状態や安全性、基本的人権に重大な影響を与える可能性があるシステムと定義される⁷⁷。

-セクター別：EU AI 法は、AI の導入が高リスクとみなされるセクターをカテゴリ化したリストを定めている。常にリスクが高いとみなされるカテゴリに分類されるものの例としては、雇用や教育、法執行、基本的サービスへのアクセス、生体認証などのセクターにおいて利用される AI プロファイリングシステムがあげられる⁷⁸。特に、意思決定や個人の権利に実質的な影響を与える場合には、プロファイリング活動が明確に上記の対象となる。

-例外、ならびにプロファイリング：高リスクに分類された AI システムであっても、健康状態や安全性、権利に対する重大なリスクを生じない場合には、該当するシステムによる機能が制限されているか、予備的なものであり、結果に実質的な影響を生じないことを条件として、高リスクへの分類を避けることができる⁷⁹。ただし、プロファイリングを担当するシステムについては、必ず高リスクに分類する⁸⁰。

(ii) 高リスク AI システムのコンプライアンス要件

高リスク AI システムは、リスクを軽減し、基本的人権を保護するため、導入前から厳格な規制義務の対象となる⁸¹。主要な要件を以下に示す。

1. **リスク管理システム、評価、軽減**：プロバイダーは、システムのライフサイクル全体を通じてリスク管理システムを確立し、維持しなければな

⁷⁷ AI 法第 6 条、前文 53。

⁷⁸ AI 法第 6 条、附則 III。

⁷⁹ AI 法第 6 条(3)。

⁸⁰ 同上。

⁸¹ AI 法 第 III 章第 2 節、第 IX 章、<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>。

- らない。これには、予測可能なリスクの特定、評価、軽減することが含まれ、特に脆弱な集団の保護に重点を置く。
2. **高品質のデータセット**：システムは、高精度でバイアスのない代表的なデータセットを使用して訓練し、その妥当性を検証し、試験を実施しなければならない。リスクや差別的な結果の発生を最小限に抑えるため、仮名化や安全なデータ取扱いといった、堅牢なデータガバナンスを実践することが義務づけられている。
 3. **文書化、活動の記録、トレーサビリティ**：システムは、関連するイベントを全て自動で記録し、市販後モニタリングを可能にするとともに、システム運用における透明性を確保しなければならない。
 4. **詳細な文書の作成**：プロバイダーは、システムの目的、設計、コンプライアンス対策について詳述した包括的な技術文書を作成し、当局が適合性評価をできるようにしなければならない。
 5. **人間による監視**：導入者は、AI の出力に対して人間による実質的な管理を維持しなければならない。これには、結果を解釈し、システムの判断を覆し、必要に応じて運用を停止することによりリスクを最小限に抑える能力などがあげられる。
 6. **透明性と情報の提供**：高リスクシステムには、適正な導入とユーザーによる理解を確実にするために、システムの機能、制限、潜在的リスクについて詳細を示した明確な使用説明書を含めなければならない。
 7. **堅牢性、セキュリティ、正確性**：システムは、エラーやバイアス、敵対的攻撃に対して高レベルの信頼性とレジリエンスを実現し、現実の状況において安定した性能を発揮する設計を備えていなければならない。

(iii) 高リスクシステム

EU AI 法では、個人の権利と安全性、重要な機会へのアクセスに重大な影響を生じる可能性があることを理由として、AI 用途の一部を高リスクに分類している。なかでもプロファイリングを担当するシステムについては、導入した場合に慎重に扱うべきパーソナルデータや重大な権力の不均衡、基本的人権に抵触することが多いため、明確に規制の対象となっている。以下に、プロファイリングが重要な役割を果たす高リスクシステムの説明を示す。

生体認証：⁸²生体認証プロファイリングシステムについては、機密性が高く、不正使用の可能性があることから、厳格な規制の対象となっている。これらのシステムについては、特に一般市民によるアクセスが可能な場では禁止または厳しく制限されており、行方不明者の搜索や切迫した脅威の防止など、重要な

⁸² EU AI 法附則 III、1。

目的のために厳密な根拠が示される場合を除いて、利用することはできない⁸³。高リスク用途の例を以下に示す。

- **リモート生体認証**：公共空間において、リアルタイムで個人を識別すること。厳格な法的監視の対象となることが多い。
- **生体認証によるカテゴリ化**：人種や性別といった、推測される慎重に扱うべき属性に基づいて個人をグループに分けること。
- **感情認識**：個人の感情の状態を分析することにより、個人をプロファイリングすること。倫理上やプライバシー上の懸念が生じている。

教育：⁸⁴高リスク AI システムは、教育や職業訓練において、個人の機会や進路に関する重大な判断に影響を与え、公正性や平等、教育へのアクセスに直接影響を与える。

- **入学プロセス**：プロファイリングにより、教育機関やプログラムへのアクセスが決定する。
- **学習の評価・査定**：AI が学習の成果を評価し、個人に合わせた教育進路を提示する。
- **行動モニタリング**：試験時の禁止行為の検出など。

雇用：⁸⁵雇用に関連する AI システムは、雇用者のプライバシーや自律性、キャリアの成果に著しい影響を与えると推測される重要な判断に関して、プロファイリングに依拠することが多い。その例を以下に示す。

- **求人と選考、または候補者の評価**：応募書類を選別し、順位をつける（求人広告を含む）。
- **業績のモニタリング**、ならびに個人の特質や行動に基づく業務の割り当て。
- **職場における関係性の判断**：昇進や解雇、業務に関連するその他の判断を含む。

基本的サービス：⁸⁶基本的な公的および民間サービスへのアクセスの文脈におけるプロファイリングは、こうしたシステムにおいてバイアスを生じさせる可能性がある。これには、重要なリソースや公正な待遇を受ける権利が個人から奪われるリスクが伴う。該当する例を以下に示す。

- **公的給付金に関する資格の評価**：医療扶助や社会扶助など。

⁸³ EU AI 法前文 3、15～18、32～39、44、54、94～95、第 5 条(1)(g)、(2～7)項。

⁸⁴ EU AI 法附則 III、3。

⁸⁵ EU AI 法附則 III、4。

⁸⁶ EU AI 法附則 III、5。

- クレジットスコアリングと財務リスク評価：生命保険や健康保険の査定や価格設定を含む。
- 緊急時対応システム：プロファイリングにより、リソースの優先順位が入れ替わる可能性がある。

法執行：⁸⁷法執行において使用される AI システムは、基本的人権や公平性、手続き的正義に影響を与える可能性があることを理由として、高リスクに分類されている。これらのシステムには、差別や誤謬、不正使用などの重大なリスクが伴う。高リスクカテゴリに分類される例を以下に示す。

- 個人が犯罪の被害者となる確率を予測すること。
- 捜査時や訴追時に証拠の信頼性を評価すること。
- 性格の特質や犯罪歴、集団行動について考慮し、犯罪や再犯のリスクを予測すること。
- 犯罪の取り調べや捜査、訴追の補助を目的として個人をプロファイリングすること。この場合、厳格な保護対策を講じて不正使用を防止する必要がある。

移民：⁸⁸移民や難民、国境管理における AI システムは、以下を目的とするプロファイリングを担当する。

- EUに入国する個人によって生じるセキュリティ上のリスクや衛生上のリスクの評価。
- ビザや難民申請の評価。資格や証拠の信頼性評価を含む。
- 越境する個人の検出または識別。生体認証プロファイリングを使用することが多い。

司法行政、民主的なプロセス：⁸⁹プロファイリングが民主主義に与える影響により、民主的公平性や透明性が損なわれるという顕著なリスクが生じる。それにより、偏見が助長され、有権者の行動が不正に誘導され、重要な法的機能や民主的機能の健全性が損なわれる可能性がある。該当する例を以下に示す。

- 司法手続：AI が事実や法の解釈を支援する。
- 選挙：プロファイリングにより、有権者の行動や選挙結果に影響が生じる可能性がある。

⁸⁷ EU AI 法附則 III、6、前文 59。

⁸⁸ EU AI 法附則 III、7。

⁸⁹ EU AI 法附則 III、8。

iii. 禁止事項と許容不能なリスク

EU AI 法では、個人に害を与える可能性や、基本的人権を損なう可能性のあるプロファイリング用途など、許容不能なリスクをもたらすとみなされる AI システムに対して厳格な禁止事項を定めている。当該禁止事項は、プロファイリングにより搾取や差別、重大な被害が生じる活動を対象としている。以下に、プロファイリングを担当する AI システムに関して禁止されている主な使用法の説明を示す。

不正な誘導または欺瞞：⁹⁰AI 法では、サブリミナルまたは意図的に**個人の行動を歪めることを目的として設計された誘導的技術**を採用した AI システムの使用を厳格に禁止している。この種のシステムは、個人が自覚する意識の範囲外で作用させたり、あるいは欺瞞的な戦略を用いることにより、個人のインフォームドディシジョン（必要な情報を得た上での自由な意思決定）の能力を損なわせるものである。以下に、こうしたシステムの使用が禁止される具体的な状況を示す。

- システムが個人や集団の行動を大きく歪め、誘導されない限り下さないであろう判断に誘導する。
- システムが個人や集団、影響を受けるその他の当事者に対し、重大な害を引き起こす、または引き起こす可能性がある。

脆弱性の搾取：⁹¹AI 法は、個人の**年齢、障害、社会経済的状态**に関連する脆弱性を搾取して、重大な害を引き起こす、または重大な害を引き起こす可能性があるあるシステムを禁止している。

ソーシャルスコアリングの評価または分類：⁹²ソーシャルスコアリングシステムが以下に該当する方法を用いて、推測される個人的特性や行動特性に基づいて個人を分類または評価する場合、こうしたシステムは禁止される。

- データ収集の当初の目的とは関連のない文脈における**不適切な待遇**を生じる方法。
- 社会的行動や推測される特質に基づき、**過度の影響または不当な影響**を生じる方法。

犯罪プロファイリング：⁹³プロファイリングまたは推測される性格の特質のみに基づいて**犯罪リスク評価**を実施する AI システムは禁止されている。ただし、

⁹⁰ EU AI 法第 5 条(1)(a)。

⁹¹ EU AI 法第 5 条(1)(b)。

⁹² EU AI 法第 5 条(1)(c)。

⁹³ EU AI 法第 5 条(1)(d)。

犯罪活動に関連する証拠に基づく評価を通じて人間による監視を補助するシステムについては、例外規定が設けられている。

監視と顔認識：⁹⁴オンライン画像や CCTV の映像を無差別にスクレイピングすることで顔認識データベースを作成または拡張する AI システムは禁止されている。また、以下に該当する場合を除き、法執行機関による公共空間におけるリアルタイムでのリモート生体認証の使用も禁止されている。

- ・ 行方不明者や不正取引などの犯罪被害者の捜索に必要な場合。
- ・ テロリストによる攻撃などの切迫した脅威の防止を目的とする場合。
- ・ 重大な犯罪の捜査における容疑者の特定を目的とする場合。

上記に該当する場合であっても、司法による承認や、地理的制約、時間的制約、データベースに関する制約など、厳格な条件が適用される。

職場または教育における感情の推測：⁹⁵職場環境や教育環境における感情を推測し、個人をプロファイリングする AI システムは禁止されている。ただし、明確な医療上や安全上の目的に基づいて設計されている場合を除く。

生体認証データによるカテゴリ化：⁹⁶人種、宗教、政治的信条など、慎重に扱うべき属性に基づいて個人をカテゴリ化するための生体認証データの使用は禁止されている。ただし、法執行機関による合法的な生体認証データセット管理には、例外規定が適用される。

(2) セクター別の分類

AI 法ではプロファイリングを規制し、AI を活用した意思決定に伴うリスクに対処するとともに、基本的人権を保護している。同法では、透明性とアカウントビリティ、人間による監視を特に重視した上で、高リスクシステムと禁止対象システムを標的としたリスクベースの階層型枠組を採用している。同法の規定は、生体認証から法執行、民主的なプロセスに至る幅広い用途に及んでおり、多様な文脈における AI 活用プロファイリングを保護している。

i. ビジネス

AI 法では、経済的成果や職場のダイナミクス、消費者とのやり取りに影響を与える高リスク用途と禁止対象用途を規制することにより、ビジネスの文脈におけるプロファイリングに対処している。

⁹⁴ EU AI 法第 5 条(1)(e、f、g、h)。

⁹⁵ EU AI 法第 5 条(1)(f)。

⁹⁶ EU AI 法第 5 条(1)(g～h)、第 5 条(2)以下参照。

- **雇用プロファイリング（高リスクまたは禁止）**：求人、業績モニタリング、従業員管理など、雇用プロセスに使用するプロファイリングシステムは、高リスクシステムに分類される。こうしたシステムは、昇進や解雇など、個人のキャリアに重大な影響を与える可能性がある重要な判断に影響を与える。
- **消費者信用と保険（高リスク）**：金融・保険分野では、プロファイリングベースの AI システムを使用して信用力を評価し、生命保険や健康保険に関するリスクを評価し、基本的サービスに対する適格性を判断している。こうしたシステムは、融資、保険による補償、その他の財務機会への個人の公正なアクセスを妨げる可能性があることから、本質的にリスクが高い。
- **商業における生体認証用途（高リスクまたは禁止）**：消費者アナリティクスを目的とする感情認識や、人種や性別といった慎重に扱うべき特質に基づくカテゴリ化など、生体認証プロファイリングシステムを導入している企業は、厳格な規制の対象となる。AI 法では、職場や教育など慎重に扱うべき文脈において、差別的な目的や感情の推測を目的として生体認証データを使用するシステムを禁止しており、商業的な利用によって個人の尊厳や平等が侵害されないことを保証している。

ii. 社会

プロファイリングは、社会に広範な影響を及ぼし、重要なサービスへのアクセス、教育の平等、脆弱な集団の権利に影響を与えると推測される。

- **基本的サービスへのアクセス（高リスク）**：医療や社会給付金、緊急サービスに対する適格性の評価に使用するプロファイリングシステムは、個人の福利に直接影響を与えることから、リスクが高いとみなされる。例えば、このようなシステムにエラーが生じた場合、救命治療や公的扶助への個人のアクセスが不正に妨げられる可能性がある。
- **教育と平等（高リスク）**：教育や職業訓練においては、AI を活用したプロファイリングを使用し、入学の決定、学習成果の評価、評価時の行動のモニタリングを行っている。このような用途は、個人の機会と進路に直接影響を与えることから、高リスクに分類される。
- **移民と国境管理（高リスク）**：移民・難民に関するプロセスにおいて使用されるプロファイリングシステムは、国境において安全保障リスクを評価し、ビザや難民に関する資格を評価し、個人を特定する。この種の高リスク用途は、特に脆弱な集団に対し、生活を一変させるほどの影響を与える。
- **犯罪プロファイリング（高リスクまたは禁止）**：犯罪プロファイリングシステムは、基本的人権や公平性、手続き的正義に重大な影響を与える

ことから、高リスクに分類されている。こうしたシステムでは、個人が犯罪の被害者となる確率を予測し、証拠の信頼性を評価し、性格の特質や犯罪歴、集団行動などの要因に基づいて犯罪や再犯のリスクを予測する。特質の自動評価のみに依拠して犯罪行動を予測するプロファイリングシステムは禁止されている。

iii. 政治

AI 法では、プロファイリングにより、民主的なプロセスや法執行、ガバナンスに生じる可能性がある重大な影響について認識した上で、高リスク用途や禁止対象用途を適切に規制している。

- **民主主義の健全性（高リスク）**：有権者を標的とするものや、投票行動に影響を与えるものといった、選挙プロセスにおけるプロファイリングは、リスクが高いものとして厳しく規制されている。こうした用途については、民主的公平性を維持し、不正な誘導を防止するため、AI 法の透明性要件とアカウンタビリティ要件に準拠しなければならない。
- **司法および法執行（高リスクまたは禁止）**：司法判断において利用される AI は、リスクが高いとみなされる。法執行において、犯罪リスクの評価や行動の予測、捜査の裏付けを目的として使用されるプロファイリングシステムは、高リスクに分類されており、特定の生体認証データや犯罪歴を特微量として使用することは禁止されている。
- **ソーシャルスコアリング（禁止）**：AI 法では、ソーシャルスコアリングを目的とするプロファイリングシステムの使用を明確に禁止している。このようなシステムは、推測される特質や行動に基づいて個人を評価または分類するものである。したがって、それにより不当な待遇や不適切な待遇が生じる場合、または公正性や平等を損なうバイアスが取り込まれる場合は禁止されている。

3.3 デジタルサービス法パッケージ：デジタルサービス法とデジタル市場法

デジタルサービス法（DSA）とデジタル市場法（DMA）は、デジタルを活用した商業的相互作用を規制するものとして、EU 全体において統一された規制の枠組を定めるものである。両法ともに、**デジタルプラットフォームに関する義務**を定め、基本的人権の保護と経済成長のバランスを調和させている。

DSA では基本的に、ソーシャルネットワーク、マーケットプレイス、検索エンジンといった、**オンライン仲介業者とオンラインプラットフォームの責任**に重点を置いている。特に重視しているのが、**ユーザーが 4,500 万人を超えるもの**であり、最も厳格な要件を課している。一方、**DMA** は、「**ゲートキーパー**」プラットフォーム、つまり主なオンラインサービスへのアクセスを管理する支

配的なデジタル企業を標的とし、**反競争的活動**を防止するとともに、より開かれたデジタル市場を確保している。市場の安全性と商業的相互作用に関しては、両法の間に重複がみられる。ただし、両法は各々の重点項目の観点から概ね特徴付けることができる。

- **一般消費者向け電子商取引：DSA**は、主に**B2C取引**を規制し、デジタルプラットフォームと消費者との関係性に重点を置いている。これには、コンテンツモデレーションやレコメンダーシステム、ターゲット広告、誤情報やオンライン被害といった構造的リスクが含まれる。また、プロファイリングとデータを活用したパーソナライゼーションにより、消費者の権利や透明性、基本的自由が損なわれることがないことを保証している。
- **企業間：DMA**は**B2Bデータ市場**をより重視しており、**ゲートキーパー**がデジタル市場へのアクセスを管理し、ビジネスユーザーのデータを管理し、反競争的活動を防止する方法を規制している。また、支配的なプラットフォームがデータの優位性を不当に活用して競争を制限することの防止、または中核プラットフォームサービスを利用して企業に不当な条件を課すことの防止を目指している。

デジタルサービス法（DSA）の概要

DSAでは、マーケットプレイスやソーシャルネットワーク、アプリストアなど、**オンライン仲介業者とオンラインプラットフォーム**に関する規制の枠組を定めている。その主な目的は、**オンラインにおける違法で有害な活動を防止し、虚偽情報に対抗し、ユーザーの安全と基本的人権を確保することにある。**

DSAの主な目標：

- プラットフォームに対し、違法なコンテンツの削除、販売者のトレーサビリティの向上、悪徳商法や有害な活動に対する保護対策の強化を義務づけることにより、**オンラインにおける安全性と消費者の保護を強化すること。**
- コンテンツモデレーション、アルゴリズムに基づくレコメンデーション、オンライン広告に関する新たな規則を通じ、**透明性とアカウントビリティを強化すること。**例としては、機微データに基づくターゲット広告の禁止と保護、ならびに虚偽情報や選挙の不正操作、その他の構造的リスクへの対抗策があげられる。また、該当するプラットフォームは、公衆衛生やセキュリティ上の緊急時における危機対応メカニズムも確保しなければならない。

- 構造的リスクの評価および軽減、リスク評価と軽減策に対する独立監査、アルゴリズムに基づくレコメンデーションにおける透明性の強化、ならびにサービスの悪用防止を義務づけることにより、**超大規模オンラインプラットフォーム（VLOP）と超大規模オンライン検索エンジン（VLOSE）**に対して課す義務を厳格化し、ユーザーが 4,500 万人を超える EU 域内のプラットフォームに対するアカウントビリティを確保すること。

デジタル市場法（DMA）の概要

DMA では、**ゲートキーパー**として機能する大規模デジタルプラットフォームの権限を規制することにより、**デジタル市場の公平性と競争力を強化**することを目指している。検索エンジン、アプリストア、メッセージングサービスなどのゲートキーパーは、デジタルエコシステムにおいて重要な役割を担っている。したがって、特定の義務と制限に準拠し、公正な競争を確保しなければならない。

DMA の主な要素：

- 「**ゲートキーパー**」について定義し、デジタルマーケットプレイスへの参入を標的としていること。
- 不正な事業活動を防止するための**義務と制限**を課していること。
- **EU 競争法と連動して機能**し、既存の規制に置き換わるのではなく、それらを補完すること。

(1) 特徴と特性の定義

i. 定義と背景

DSA と **DMA** は、プロファイリングを主な重点項目として直接規制するものではない。しかし、プロファイリングの使用に影響を与えるプラットフォームとゲートキーパーに義務を課している。その対策は、デジタル市場におけるプロファイリングの搾取的な使用を制限し、消費者による選択を強化することを目的としている。

- **DSA** では、オンラインプラットフォーム、検索エンジン、デジタルサービスに対し、違法なコンテンツや誤情報、被害に対抗すると同時に、透明性とアカウントビリティを確保する義務を定めている。例としては、デジタルサービスに影響を与えるデータ管理能力とプロファイリング能力があげられる。また、ターゲット広告とレコメンダーシステムに課す透明性要件を厳格化し、パーソナライゼーション設定に対する管理権を

ユーザーに付与することを義務づけ、特定のアルゴリズムに基づく応答にプロファイリングを利用しないことを義務づけている。

- **DMA** では、公正な競争と相互運用性、ユーザーインタラクションに関する規則を施行することにより、ゲートキーパー、つまり市場へのアクセスを管理する大規模デジタルプラットフォームを規制している。また、ゲートキーパーが競争上の優位性を得るために非公開のビジネスユーザーデータを使用することを制限し、広告とレコメンダーシステムにおける透明性の確保を義務づけ、プロファイリングに使用されるデータに対するユーザーの管理権を強化している。

DSA⁹⁷と **DMA**⁹⁸は、いずれも **EU 一般データ保護規則（GDPR）**に定めるプロファイリングの定義を参照し、組み入れている。

以下に、各法が導入している、主な分野におけるプロファイリングに関する具体的な特徴を示す。

ii. プロファイリングにおける透明性

DSA：レコメンデーションアルゴリズムにおける透明性の確保を義務づけている⁹⁹。レコメンダーシステムを使用するオンラインプラットフォームは、各々の利用規約に主なパラメータを開示しなければならない。データ管理プロセスを通じたユーザーのプロファイリングが上記に関与している場合には、その情報を開示しなければならない。特定のコンテンツが推奨される理由をユーザーが理解できるようにしなければならない。例としては、(i) レコメンデーションに影響を与える主な基準、ならびに(ii) 該当する基準の重要性と影響があげられる。

DMA：ゲートキーパーのプロファイリング活動における、明確かつアクセス可能な情報の必要性を強調している¹⁰⁰。透明性向上の例として以下を示す。

- データの活用と処理：ゲートキーパーは、**プロファイリングが機能する方法を説明**しなければならない。それには、使用するパーソナルデータ

⁹⁷ デジタルサービスの単一市場および指令 2000/31/EC の修正に関する欧州議会および欧州理事会規制 2022/2065（デジタルサービス法）、2022 年官報（L 277）1（「DSA」）第 26.3 条、第 28.2 条、第 38 条、前文 69。

⁹⁸ デジタルセクターにおける競合可能な公正市場ならびに指令 2019/1937 および指令 2020/1828 の修正に関する欧州議会および欧州理事会規制 2022/1925（デジタル市場法）、2022 年官報（L 265）1 第 2.31 条、前文 72。

⁹⁹ DSA 第 27 条。

¹⁰⁰ DMA 前文 72。

の種類やその目的などが含まれる。ユーザーに対し、サービスに関するプロファイリングの処理方法、期間、ならびに影響に関する情報を通知するものとする。

- 公正性と競争：プロファイリングの透明性を確保し、制限を課すことで、**詳細な消費者プロファイリングが業界基準となることを防止する**。この種の対策を講じない場合、支配的なゲートキーパーのみが大規模なユーザーデータを累積し、利用することが可能となり、**SME が競争することが不可能となる**。明確な規則を定めることにより、**プライバシー意識の高い、比較的小規模な競合企業が代替モデルを提供することが可能となる**。
- 公的機関による関与：**欧州データ保護委員会（EDPB）がコンプライアンスを監視し、GDPR との整合性を確認する**。

iii. 広告とプロファイリングに関する制限

DSA：GDPR 第 9 条(1) に定義する**特定カテゴリのパーソナルデータ**（人種、宗教、健康状態に関するデータなど）を使用した**プロファイリングに基づくターゲット広告を禁止している**¹⁰¹。

DMA：ユーザーから明示的な同意を取得している場合を除き、ターゲット広告を目的として、第三者サービスを利用するエンドユーザーのパーソナルデータをゲートキーパーが処理することを禁止している¹⁰²。

iv. 未成年者の保護

DSA：受領者が未成年であることが合理的に確認される場合、プラットフォームは未成年者に対して**プロファイリングに基づく広告を提示してはならない**¹⁰³。

DMA：特別な保護を要する脆弱な集団として子どもを認識した上で¹⁰⁴、商業コミュニケーションとユーザープロファイルの作成を制限すべきである旨を明記している。

v. プロファイリングを使用しないレコメンデーションシステム

DSA：**VLOP と VLOSE に対し、プロファイリングに依拠しないレコメンデーションシステムを少なくとも 1 システム提供することを義務づけている**¹⁰⁵。

¹⁰¹ DSA 第 26.3 条。

¹⁰² DMA 第 5.2 条(a)。

¹⁰³ DSA 第 28.2 条。

¹⁰⁴ DMA 前文 38。

¹⁰⁵ DSA 第 38 条。

vi. プロファイリング技法の監査

DSA と DMA では、主要なデジタルプラットフォームに対して、厳格な監査要件と監視要件を設定し、各々のプロファイリング活動における透明性とアカウントビリティを確保している。こうした監査では、プロファイリングがコンテンツ配信や広告、ユーザーインタラクションに与える影響を評価する。また、規制機関はコンプライアンスを監視し、消費者の権利と市場の公正性を確保する。

- **監査義務**：DSA¹⁰⁶と DMA¹⁰⁷は、いずれも主要なデジタルプラットフォームに対し、透明性、リスク管理、アカウントビリティの義務遵守を評価するための独立監査を実施することを義務づけている。**DSA に基づき**、VLOP、VLOSE、ならびにゲートキーパーは、レコメンダーシステム、ターゲット広告、その他の中核的プラットフォームサービスにおけるプロファイリングの使用方法について詳細な評価結果を提出しなければならない。当該監査では、プロファイリング技法の適用方法、ユーザーに対するその影響、ならびにプラットフォームが適切な軽減措置を講じ、規制を遵守しているかについて評価しなければならない。ゲートキーパーは **DMA に基づき**、指定から 6 ヶ月以内に消費者プロファイリング技法に関する正式な監査結果を提出し、その後は年 1 回更新することにより、規制を継続的に遵守しなければならない。
- **公共と規制当局による監視**：いずれの枠組においても、プロファイリング活動に関する情報の公開と規制当局による監視を義務づけている。プラットフォームは、コンテンツのビジュアルビリティや広告、ユーザーエンゲージメントに対するプロファイリングの影響を文書に記録し、公に報告しなければならない。**欧州デジタルサービス評議会（EBDS）**¹⁰⁸は DSA 監査を監督し、GDPR に対するコンプライアンスと基本的人権の保護について確認する。一方、**欧州データ保護委員会（EDPB）**¹⁰⁹は DMA 監査を監視し、データ保護基準を施行する。また、DMA に基づき、ゲートキーパープロファイリング監査の概要を公開し、透明性と企業秘密のバランスを調和させなければならない。

¹⁰⁶ DSA 第 37 条、第 61 条、第 42.4 条、第 63.1 条(b)、前文 92、93、143。

¹⁰⁷ DMA 第 15 条。

¹⁰⁸ DSA 第 3 節、前文 91、131。

¹⁰⁹ DMA 第 15 条、前文 72。

vii. ダークパターン

DSA はダークパターンに対処している¹¹⁰。ダークパターンとは、ユーザーのインフォームドディシジョンの能力を損なわせる、欺瞞的な設計や誘導的なデザインの実践を指す。該当する例を以下に示す。

- **誘導的なインタフェースデザイン**：非中立的な方法を用いて選択肢を構成すること（プラットフォームに有利になるように特定のオプションの優先順位を視覚的に高めることなど）。
- **搾取的なナッジング**：ユーザーが既に下した判断を繰り返し求めること。または、契約よりも解約を難しくすること。
- **デフォルトバイアス**：変更が困難なオプションを事前に設定し、それを利用して偏った意思決定に導くこと。
- **妨害的活動**：購入の中止やログアウトを不当に困難にすること。

viii. 選挙プロセス

政治参加とリポジトリ：VLOP と VLOSE の広告システムは、プラットフォーム内外における行動に基づいてユーザーを標的とすることが可能である。したがって、選挙プロセスに対するリスクが生じる。こうしたプラットフォームは、選挙の健全性を保護するため、広告の内容や広告主、ターゲティング基準の詳細を示した広告リポジトリへの公共アクセスを提供しなければならない。上記の透明性を確保することで、政治に関する虚偽情報、誘導的なキャンペーン手法、ならびに秘密裏の影響力操作などのリスクを軽減し、公正な政治参加、民主的なプロセスの保護を実現している¹¹¹。

2024 年 3 月 26 日付ガイドライン：¹¹²欧州委員会は、選挙時における**系統的なオンラインリスクの軽減**を目的とする、DSA に関連したガイドラインを発行した。**VLOP と VLOSE は、以下を実施しなければならない。**

1. 選挙に関するリスクを分析する内部プロセスを強化すること。
2. 選挙に特化したリスク軽減策を講じること（選挙に関する公式情報の宣伝、メディアリテラシー、誤情報の抑制など）。
3. **AI 生成コンテンツ**に関連するリスクに対処すること（ディープフェイク、合成メディアなど）。

¹¹⁰ DSA 前文 67。

¹¹¹ DSA 前文 95。

¹¹² 欧州委員会「Guidelines for Providers of VLOPs and VLOSEs on the Mitigation of Systemic Risks for Electoral Processes」2024 年 官報（C 3014）1、欧州委員会プレスリリース IP/24/1707
「Commission Publishes Guidelines Under the DSA for the Mitigation of Systemic Risks Online for Elections」（2024 年 3 月 26 日）。

4. 当局や独立専門機関、市民社会と協力し、外国からの干渉、虚偽情報、サイバーセキュリティ脅威を防止すること。

5. 選挙後にリスク軽減戦略のレビューを実施し、結果を公開すること。

当該ガイドラインは、選挙の健全性を維持し、虚偽情報を抑制し、選挙運動時におけるプロファイリングに基づくターゲティングの不正使用を防止することを目指している。

ix. 概要：超大規模なオンラインプラットフォームとオンライン検索エンジン、ゲートキーパー

DSA：超大規模なオンラインプラットフォームとオンライン検索エンジン¹¹³

定義：超大規模オンラインプラットフォーム（VLOP）と超大規模オンライン検索エンジン（VLOSE）とは、EU 域内における月間ユーザー数が **4,500 万人** を越えるデジタルサービスを指す。DSA では、VLOP と VLOSE の規模と影響の大きさを理由として、双方に課す義務を厳格化している。これらの業者への指定プロセスに関する特徴の例を以下に示す。

- プラットフォームと検索エンジンは、6 ヶ月ごとに各々のユーザー数を公開しなければならない。
- サービスのユーザー数が 4,500 万人を超えた場合、欧州委員会は当該サービスを VLOP または VLOSE に指定する（ユーザー数が 1 年間にわたり 4,500 万人を下回った場合、サービスはその指定を失う）。

VLOP と VLOSE に固有の義務：

VLOP と VLOSE と指定された場合、**リスク軽減措置**を講じ、**透明性要件**と**危機対応プロトコル**を遵守し、**外部監査**を受けなければならない。上記の要件は、比較的小規模なプラットフォームに対する要件を上回るものである。

- **構造的リスク評価**：VLOP と VLOSE は、以下に関連するリスクの特定、分析、軽減を実施しなければならない。
 - 違法なコンテンツ（ヘイトスピーチ、偽造品など）。
 - 基本的人権の侵害（プライバシー、表現の自由、児童保護）。
 - 選挙の不正操作と公安上の脅威（虚偽情報、AI が生成するディープフェイクなど）。
 - 公衆衛生上のリスク（虚偽の医療情報など）。
- **危機対応プロトコル**：欧州委員会は「危機的事象」（公安または衛生に対する深刻な脅威）が発生した場合に、厳密な必要性和正当な根拠を有する相応の措置を講じ、VLOP と VLOSE が特定された脅威に寄与していないことを確認することができる。

¹¹³ DSA 第 5 節、前文 47～49、75～105、137～142。

- **透明性に関する義務的な対策：**
 - **アルゴリズムに関するアカウントビリティ：**プラットフォームは、アルゴリズムがコンテンツのビリティにどのように影響を与えるかについて情報を開示しなければならない。また、レコメンダーシステムがプロファイリングに依拠しないオプションを少なくとも1つ提供するようにしなければならない。
 - **広告リポジトリ：**プラットフォームは、広告の出資者やターゲティング方法など、全ての広告に関する情報を公開しなければならない。
 - **研究を目的とするデータ共有：**審査に合格した研究者に対し、構造的リスクの分析のために必要なプラットフォームデータへのアクセス権を付与しなければならない。
-
- **コンプライアンスと監査：**
 - **内部コンプライアンス機能：**VLOP と VLOSE は、運営管理機能から独立した専用のコンプライアンス機能を設けなければならない。
 - **年次独立監査：**当該監査では、DSA の遵守状況について評価し、プラットフォームがリスクを効果的に軽減していることを確認しなければならない。
 - **当局に対するデータへのアクセス権：**プラットフォームは、EU 規制当局と審査に合格した研究者に対し、監視を目的としたプラットフォームデータへのアクセス権を付与しなければならない。

DMA：ゲートキーパー¹¹⁴

ゲートキーパーの定義：

ゲートキーパーとは、オンライン検索エンジンやアプリストア、メッセージングサービスなどの中核的なプラットフォームサービスを提供する大規模デジタルプラットフォームを指す。以下に示す一連の条件に基づき、企業をゲートキーパーとして指定する。

- **重大な影響：**EU 域内市場に対する重大な影響力を有し、EU 諸国全体において強力な経済的地位を築いていること。

¹¹⁴ DMA 前文 3～8、29～37、43～46、DMA 第 2.1 条、第 3 条、欧州委員会「Digital Markets Act (DMA) Overview」、EUR-Lex、https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets_en（最終閲覧日：2025 年 2 月 14 日）。

- **支配力を伴う媒介**：企業とエンドユーザーとの間の主要なゲートウェイとして機能する中核的なプラットフォームサービスを管理し、大規模なユーザーデータベースと企業を結び付けていること。
- **固定化**：固定化された市場ポジションを安定して保持している、または近い将来に獲得すると予想されること。

現在のゲートキーパー：欧州委員会は、合計 24 の中核的プラットフォームサービスに対し、Alphabet、Amazon、Apple、ByteDance、Meta、Microsoft、Booking.com の 7 社をゲートキーパーとして指定している¹¹⁵。

DMA におけるゲートキーパーの義務：

DMA では、公正な競争と透明性を確保するため、ゲートキーパーに追加義務を課し、ゲートキーパーがその事業において実施しなければならない事項と、実施してはならない事項を定義している¹¹⁶。

- **ゲートキーパーの中核的な積極的義務**：
 - **相互運用性**：特定の条件下において、第三者が自社のサービスと相互運用できるようにすること
 - **データへのアクセス**：ゲートキーパーのプラットフォームから、ビジネスユーザーが生成したデータに当該ユーザーをアクセスさせること。
 - **広告の透明性**：広告の独立検証に必要なツールを広告主に提供すること。
 - **ビジネスの自由**：各企業が各々のプラットフォームを利用し、ゲートキーパーのエコシステム外部における契約を宣伝し、締結することを可能にすること。
- **ゲートキーパーの消極的義務**：
 - **自己優遇**：ゲートキーパーは、自社プラットフォームにおいて、自社の製品やサービスを競合他社よりも優遇してはならない。
 - **企業へのリンクの制限**：ゲートキーパーは、消費者が自社のエコシステム外の企業へのリンクを行うことを妨げてはならない。

¹¹⁵ 欧州委員会「Gatekeepers Under the Digital Markets Act」、欧州委員会、https://digital-markets-act.ec.europa.eu/gatekeepers_en（最終閲覧日：2025 年 2 月 14 日）。

¹¹⁶ DMA 第 III 章、欧州委員会「Commission Designates First Gatekeepers Under the Digital Markets Act」、欧州委員会プレスコーナー、https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_4328（最終閲覧日：2025 年 2 月 14 日）、欧州委員会「Digital Markets Act (DMA) Overview」、欧州委員会、https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets_en（最終閲覧日：2025 年 2 月 14 日）。

- 。 **プリインストールアプリの強制**：ユーザーが希望した場合、ユーザーがプリインストールソフトウェアをアンインストールできるようにしなければならない。
- 。 **同意なきクロスプラットフォームトラッキング**：ゲートキーパーは、明示的な同意を得ることなく、ターゲット広告を目的として、異なるサービス間においてユーザーを追跡してはならない。

(2) セクター別の分類

DSA と DMA におけるプロファイリングは、デジタルプラットフォームとゲートキーパーに関連するリスクに対処すると同時に、公正な競争とユーザーの保護を保証する構造を有している。両法では、基本的人権と経済成長のバランスの調和を目指し、プラットフォームによるデータの管理方法、アルゴリズムに基づく意思決定、ならびにユーザーインタラクションに影響を与える義務を課している。

i. ビジネス

DSA と DMA では、市場競争やデジタル広告、消費者インタラクションに影響を与えるプラットフォームに対して義務を課すことにより、ビジネスの文脈におけるプロファイリングを規制している。

- 。 **コンテンツの推奨とアルゴリズムの透明性 (DSA)**：レコメンダーシステムを使用するオンラインプラットフォームは、プロファイリングがコンテンツや広告、デジタルサービスのビジビリティに与える影響など、自社の主要パラメータに関する情報を開示しなければならない。また、プラットフォームは、プロファイリングに基づくもの以外のレコメンデーションを提示しなければならない。
- 。 **広告とターゲティングの制限 (DSA および DMA)**：DSA では、慎重に扱うべきパーソナルデータに基づくターゲット広告を禁止している。一方、DMA では、明示的な同意を得ている場合を除き、ゲートキーパーによる広告を目的としたユーザーデータの処理を制限している。こうした規定は、支配的なプラットフォームがパーソナルデータを悪用し、競争上の優位性を不正に獲得することを防止するものである。
- 。 **ゲートキーパーの義務、公正な競争および市場参入 (DMA)**：ゲートキーパーに指定された大規模プラットフォームは、公正な競争を確保するために義務を遵守しなければならない。その例としては、プロファイリング活動におけるデータの透明性に関する要件、ならびに反競争的データの蓄積の制限があげられる。DMA では、大規模デジタルプラットフォームが過度のプロファイリング活動を通じて競争障壁を生み出すこ

となく、SME や代替サービスによる競争を可能にすることを保証している。

ii. 社会

プロファイリングは、ユーザーのサービスへのアクセス、プライバシー権、脆弱な集団の保護などに影響を与える。

- **未成年者の保護（DSA および DMA）**：DSA では、ユーザーの年齢を合理的に確認できる場合、プラットフォームが未成年者に対してプロファイリングに基づく広告を提示することを禁止すると定めている。また、DMA も、特に子どもを商業プロファイリングから保護する必要があると明確に示している。
- **ダークパターンと誘導的なデザイン（DSA）**：DSA では、欺瞞的なインタフェースデザイン（解約を契約よりも困難にする、デフォルトバイアス、誤解を招くナッジなど）に対処し、ユーザーが自身の選択に対する自律性を維持できるようにしている。
- **監査要件とコンプライアンス要件（DSA および DMA）**：プラットフォームは、プロファイリングリスク、アルゴリズムのバイアス、ならびに構造的影響について評価する独立監査の対象となる。

iii. 政治

プロファイリングは、政治的文脈において規制されており、不正な影響の防止、民主的なプロセスの保護、規制当局による監視を目的としている。

- **2024年3月26日付ガイドライン（DSA）**：欧州委員会は、選挙時における構造的オンラインリスクを軽減するため、DSA に関連するガイドラインを発行した。VLOP と検索エンジンは、以下を実施しなければならない。
 1. 選挙に関するリスクを分析する内部プロセスを強化すること。
 2. 選挙に特化したリスク軽減策を講じること（選挙に関する公式情報の宣伝、メディアリテラシー、誤情報の抑制など）。
 3. AI 生成コンテンツに関連するリスクに対処すること（ディープフェイク、合成メディアなど）。
 4. 当局や独立専門機関、市民社会と協力し、外国からの干渉や虚偽情報、サイバーセキュリティ脅威を防止すること。
 5. 選挙後にリスク軽減戦略のレビューを実施し、結果を公開すること。
- **広告と透明性（DSA）**：VLOP と VLOSE の広告システムは、プラットフォーム内外における行動に基づいてユーザーを標的とすることが可能であることから、選挙の健全性に対するリスクが生じる。こうしたプラッ

トフォームは、選挙を保護するため、広告内容や広告主、ターゲティング基準の詳細を示した広告リポジトリへのアクセスを一般に公開しなければならない。プラットフォームは、政治広告に明確なラベルが表示され、プロファイリングに基づく政治的コンテンツのターゲティングが透明性基準を遵守するようにしなければならない。上記の透明性を確保することで、政治に関する虚偽情報、誘導的なキャンペーン手法、ならびに秘密裏の影響力操作などのリスクを軽減し、公正な政治参加、民主的なプロセスの保護を実現している。

3.4 修理する権利指令

修理する権利指令¹¹⁷では、消費者が製品を交換する代わりに、製品を修理することを可能にし、製品のライフサイクルを延ばすとともに、電子・電気機器廃棄物や消費者廃棄物を削減し、循環経済を推進する法的枠組を設定している。同指令では、製造業者に対し、EU修理可能性要件の対象となる商品について、修理サービスや予備部品、修理関連情報を提供することを義務づけ、修理が実行可能かつアクセス可能なオプションとして存続するようにしている。

同指令の本質は、**法的に実施可能な修理義務**を導入し、修理サービスに関する透明性要件を標準化し、消費者と修理業者を結び付けるための **EU 全域に及ぶ修理プラットフォーム**を設立することにある。同法では独立修理業者が明示的に保護されているため、製造業者は、第三者による修理サービスを利用する消費者の能力を制限するといった、不正な制限を課すことができないようになっている。

同指令はプロファイリングを明示的に規制するものではないが、**欧州オンライン修理プラットフォームや修理情報フォーム**といった同指令のデジタル構成要素は、**データガバナンスに影響をもたらす**。修理データの処理、カテゴリ化、共有の実施方法により、消費者プロファイリングに影響が生じる可能性があり、さらには修理サービスや保険証券、製品寿命評価に関する市場を形成する可能性がある。上記の要素は、修理する権利指令をより幅広い EU データ保護規制やデジタル規制の枠組において検討する理由となっており、また、消費者が各々の修理関連データに対する管理権を維持すると同時に、公正でアクセス可能な修理サービスによるメリットを得られるようにするものである。

¹¹⁷ 商品の修理の推進に関する共通規則ならびに規制（EU）2017/2394 および指令（EU）2019/771 および指令（EU）2020/1828 の修正に関する 2024 年 6 月 13 日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2024/1799、2024 年官報（L 277）1（「修理する権利指令」）。

(1) 特徴と特性の定義

i. 定義と背景

修理する権利指令は、製造業者に対して修理義務を正式に課し、EU 全域における修理サービスへの消費者のアクセスを強化するものである。また、製品の早期廃棄を抑制し、循環経済を推進することにより、**EU グリーンディール**¹¹⁸の持続可能性を直接サポートしている。

同指令は、EU法に基づく修理可能性要件の対象となる商品を適用対象とし、常に修理サービスにアクセスできるようにするものである¹¹⁹。また、**修理の透明性、予備部品へのアクセス、ならびに消費者の権利に関する規則**を定め、製造業者、修理サービス業者、消費者が遵守しなければならない標準的な枠組を策定している。

同指令は、AI やプロファイリング、データの活用に関する規制ではない。ただし、そのオンライン修理プラットフォームと、消費者や製品に関連するデータの収集と処理を含む**透明性対策の義務化**を通じ、データガバナンスと関連するものとなっている。

ii. 修理義務と消費者の権利

同指令では、製造業者の義務として、**特定の製品に対する修理サービスを提供しなければならない**と定めている¹²⁰。当該規定は、計画的な陳腐化の防止を目的とするものであり、消費者が修理を要請する権利が法的に裏付けられていることを保証するものである。主な特徴を以下に示す。

- **修理サービスの義務化**：製品が EU 修理可能性要件の対象となる場合、製造業者は、合理的な価格において、合理的な期間内に修理オプションを提供しなければならない。
- **修理する権利の通知**¹²¹と**欧州修理情報フォーム**：¹²²製造業者は、消費者に対し、修理義務に関する情報を明確に通知しなければならない。また、消費者が契約を締結する前に修理サービスに関する重要な詳細を確実に受領できるよう、**欧州修理情報フォーム**を策定している。同フォームについては、耐久性媒体に記録し、無料で提供しなければならない（診断サービスを要する場合を除く）。また、同フォームには、修理業者の識別情報、欠陥診断結果、見積価格、修理期間、ならびに利用可能な補助

¹¹⁸ 修理する権利指令前文 5。

¹¹⁹ 修理する権利指令第 5 条。

¹²⁰ 同上。

¹²¹ 修理する権利指令第 6 条。

¹²² 前文 10～14、23、32。

サービスなどの基本情報を記載する。同フォームの発行後、30 日間は条件が有効に存続する。それにより、修理取引における透明性と消費者の信頼を強化している。

iii. 欧州オンライン修理プラットフォームとデータガバナンス

同指令では、EU 全域に及ぶ修理プラットフォームを設立し、消費者が修理業者や修理品、修理リソースを検索できるよう補助している¹²³。同プラットフォームでは、広範な EU デジタルガバナンス原則に基づき、データ共有と透明性に関する義務を導入している。

同プラットフォームは、EU データ保護法（GDPR、DSA）に準拠していなければならない。それにより、商業目的のトラッキングや行動プロファイリングに消費者データが不正に利用されないようにしている。

EU と加盟国の役割：¹²⁴

- 欧州委員会は、プラットフォームの共通オンラインインタフェースを開発し、維持する責任を負い、同インタフェースが EU の全ての公用語に対応し、データ保護法に準拠することを保証する。また、欧州委員会は、同プラットフォームの技術的運用についても監視し、その機能に関連するユーザーの問い合わせを管理する。
- 加盟国は、欧州オンラインプラットフォーム内に同指令の要件を満たす国内修理セクションを設立しなければならない。

iv. 独立修理業者と市場競争

同指令では、製造業者が課す不正な制限から独立修理業者を保護している¹²⁵。このメカニズムの特徴を以下に示す。

- 差別的活動の禁止：製造業者は、過去に独立修理業者が修理したことを理由に修理サービスを拒否してはならない。
- 予備部品へのアクセス：製造業者は、合理的な価格で予備部品や工具、ソフトウェアへのアクセス権を提供し、修理の妨げとなる障壁を防止しなければならない。
- 修理妨害戦術の禁止：同指令では、デジタルロックや契約条項など、独立業者による修理を妨害するハードウェア技術やソフトウェア技術の使用を禁止している。

¹²³ 修理する権利指令第 7 条。

¹²⁴ 修理する権利指令第 5.6 条、前文 19、23、38。

¹²⁵ 修理する権利指令第 7 条、前文 26～34。

(2) 推測されるセクター別の影響

i. ビジネス

同指令は、修理市場を再形成するものであり、製造業者が独立修理業者と競争し、交換サイクルよりも製品の長寿命化を優先するエコシステムを確立するものである。

- **新たな市場基準と循環経済の拡大**：製造業者は修理サービスに投資し、持続可能な製品ライフサイクルに適合したビジネスモデルを採用しなければならない。
- **デジタルエコシステムに対する影響ならびに国家と EU の役割**：製造業者、保険業者、サードパーティプラットフォームは、修理データを分析し、消費者の修理習慣に関するプロファイリングを実施する。それにより、保証価格の設定やサービスの可用性に影響を与える。同指令は基本的に、修理データに関する新たな市場を生み出すものである。その構造を管理するのは EU と国家であるが、その方法は独立修理業者を通じた極めて分散的なものである。

ii. 社会

同指令では、個人が自身の製品の選択や修理オプションに対する管理権を強めることにより、消費者の権利を強化している。

- **消費者の自律性の強化**：消費者は、交換する代わりに修理することにより、不要な出費を抑えることができる。
- **透明性とアクセス性**：欧州オンライン修理プラットフォームは、修理サービスへのアクセスを民主化することにより、EUにおいて使用する修理フォームを統一するとともに、修理オプションに関する情報を消費者に提供している。
- **データとプライバシーに関する検討事項**：修理データを使用する際には、EUプライバシー基準に準拠し、修理行動に基づく商業プロファイリングを実施しないようにしなければならない。当該規定は、民間商業レベル、ならびに、欧州オンライン修理プラットフォームに関連する行政分野において施行されている。

iii. 政治

修理する権利指令が、修理データと公開データのガバナンスの標準化に関連して規制面や政策面に与える影響は、EU 政府と各国政府間の相互作用に関する幅広いものになると推測される。

- **EU 全域における修理する権利の標準化**：同指令では、各修理法を調和させることにより、規制の細分化を防止し、修理サービスに関する EU の単一市場を強化している。
- **政府による監視と公共セクターのデータの使用**：欧州オンライン修理プラットフォームでは、公共セクターによる修理市場の監視を義務づけるものとして、政府が管理するデジタルインフラを導入し、消費者の権利と産業政策、データガバナンスを関連付けている。

3.5 不公正取引方法指令

不公正取引方法指令（UCPD）では、EU 域内における欺瞞的な事業活動や攻撃的な事業活動、不正な事業活動からの消費者保護を目的とした法的枠組を定めている。同指令は、誤解を招く情報によるものであるか、強制によるものであるか、または搾取的なマーケティング戦略によるものであるかを問わず、消費者の意思決定を歪める活動を禁止することにより、一般消費者向け電子商取引における公正性の確保を目的としている。

UCPD では基本的に、広告や契約条項、事業活動を対象として、**商業活動における公正性に関する一般原則**を設定している。また、(1) 専門的注意義務に反する活動、ならびに(2) 特に消費者のインフォームドディシジョンの能力を損なうことにより、消費者の行動を実質的に歪める活動の 2 つを主な基準として、それらに基づいて**不公正**を定義している。また、同指令には、在庫に限りがあるという虚偽の宣伝、コストの隠蔽、ならびに高圧的な販売戦術などといった、**自動的に禁止される活動のブラックリスト**も記載されている。

UCPD は、**プロファイリング**を明示的に規制するものではない。ただし、誤解を招く商業活動や攻撃的な商業活動に関する同指令の規定が、**AI を活用したパーソナライゼーションやダークパターン、誘導的な広告手法**に適用される可能性がある。企業が、購買判断に影響を与える行動データを利用することが増加しているため、デジタルが消費者に与えるリスクに対処する同指令の役割の重要性が高まっている。

以下に、UCPD とプロファイリングとの関係性、UCPD が対処する課題、ならびに進化するデジタル経済における UCPD の有効性に関する分析を示す。

(1) 特徴と特性の定義

i. 定義と背景

不公正取引方法指令（UCPD）では、EU 全域における**一般消費者向け電子商取引活動**の規制を目的とする統一された枠組を定め、**誤解を招く商業活動や攻撃**

的な商業活動から消費者を保護している。ただし、同指令は、プロファイリングやデータを活用した消費者ターゲティングの規制に特化したものではなく、特に欺瞞や強制、不正な影響を通じて消費者の意思決定を歪める活動の禁止に重点を置くものである。

プロファイリングにより、消費者の脆弱性を悪用したハイパーパーソナライズ広告など、誤解を招く商業活動や攻撃的な商業活動が増幅される場合があるが、UCPD ではプロファイリング自体に関する明示的な規則は定めていない。その代わりに、商取引に対する消費者の誤解を招く方法、または商取引を消費者に強いる方法を用いてプロファイリングを使用した場合に、間接的に適用することが可能な幅広い原則を定めている。

ii. 不公正な活動

UCPD では、不公正な商業活動を一切禁止している。データを活用した、または AI を活用したターゲティングやプロファイリングは明示的には対象に含まれていないが、行動を不正に誘導することにより、消費者の脆弱性を悪用する活動については、当該カテゴリのもとで精査することができる。活動が特定の特性を有する場合、該当する活動は不正とみなされる。該当する特性の例を以下に示す。

- 専門的注意義務に反する活動：特定の活動分野において、顧客に対して誠実に行使されることが合理的に期待される注意基準を無視した活動¹²⁶。
- 経済的行動を実質的に歪める活動：平均的な消費者の経済的行動を修正する活動または修正する可能性がある活動。該当する活動が脆弱な消費者集団を標的とする場合には、当該集団の平均的な構成員の観点からその影響を評価する。「消費者の行動を実質的に歪める活動」とは、情報に基づいて選択する消費者の能力に干渉し、干渉がなければ下さなかったとみられる取引上の判断に消費者を誘導する活動を指す¹²⁷。

不公正カテゴリに分類される商業活動の例を以下に示す。

- 誤解を招く活動：¹²⁸商業活動において、(i) 虚偽情報、曖昧な情報もしくは欺瞞的な情報を提示する場合、または(ii) 基本的な詳細を省略している

¹²⁶ 域内市場における不公正な一般消費者向け電子商取引活動ならびに欧州理事会指令 84/450/EEC、欧州議会および欧州理事会指令 97/7/EC、指令 98/27/EC、および指令 2002/65/EC、ならびに欧州議会および欧州理事会規制 (EC) 2006/2004 の修正に関する 2005 年 5 月 11 日付欧州議会および欧州理事会指令 2005/29/EC、2005 年官報 (L 149) 22 (「UCPD」) 第 5.2 条(a)、第 2 条(h)、前文 20。

¹²⁷ UCPD 第 5.2 条(b)、第 5.3 条、第 2 条(e)。

¹²⁸ UCPD 第 6 条、第 7 条。

か、もしくは公表していない場合、誤解を招く活動に該当する。その場合、消費者のインフォームドディシジョンによる判断を妨げる方法を用いていることが要件となる。事実としては正しい情報であっても、表現全体が平均的な消費者を欺くものであるか、または欺く可能性があり、最終的にその情報がなければ下さなかったとみられる取引上の判断を消費者に下させる影響を生じる場合には、同じく誤解を招く活動に該当する可能性がある。また、不明確な方法、理解しにくい方法、曖昧な方法、もしくは時期を外した方法を用いて重要な情報を提示している場合、または商業的な意図を隠置している場合にも、誤解を招く活動とみなされる。

- **攻撃的な活動**：¹²⁹企業が、嫌がらせ行為、強制、または不当な影響力を使用して消費者に購買を強いた場合には、攻撃的な活動に該当する。この種の戦術は、消費者のインフォームドディシジョンの能力を損なうものである。攻撃性を判断する主な要因としては、時期、場所、性質、執拗さ、脅迫（法的に行使することが認められない行動を含む）、ならびに購買行動に不当な影響を与える買主の状況の悪用があげられる。
- **常に不公正なものとみなされる活動（ブラックリスト）**：¹³⁰UCPD では、自動的に禁止される一連の活動を提示している。誤解を招く活動や攻撃的な活動については、該当する活動がなければ下さなかったであろう商業的判断に消費者を誘導する原因となっていることを実証する必要がある。一方、本項に該当する活動については、自動的に不公正なものであるとみなされる。該当する例としては、商取引や製品に関する重大な虚偽表示があげられるが、必ずしもプロファイリングやAIに直接関連するものではない。

(2) 推測されるセクター別の影響¹³¹

i. ビジネス

UCPD では、企業の製品販売方法や宣伝方法に対して厳格な規則を課すことにより、プロファイリングを間接的に規制し、誘導的または誤解を招くプロファイリングを利用した戦略の使用を制限している。

- **欺瞞、攻撃**：企業は、AI を活用した広告やプロファイリングを利用したマーケティングが消費者を欺くものではなく、また、不正に誘導するものではないことを確実にしなければならない。プロファイリングを利用

¹²⁹ UCPD 第 8 条、第 9 条。

¹³⁰ UCPD 第 5.5 条、附則 I、委員会スタッフ作業文書「Fitness Check of EU Consumer Law on Digital Fairness」、SWD (2024) 230 最終版 (2024 年 10 月 3 日) (「適合性チェック」) 3。

¹³¹ 注：最終案をまとめること。

した AI システムにより、誤解を招くコマーシャルメッセージや強制的なコマーシャルメッセージを生成した場合、企業は引き続き UCPD に基づく責任を負う。

- **ハイパーパーソナライゼーションに関する制限**：UCPD は企業に対し、切迫感、欠乏感、または心理的圧力を人為的に生じさせ、消費者の選択を歪めることを目的としたプロファイリングの使用を制限している。

ii. 社会

UCPD では、社会的影響に明確な重点を置いてはいないが、不公正な商業活動に対する規制を通じ、デジタル市場における消費者の自律性や信頼に対して間接的な影響を与えている。同規制では、欺瞞的または誘導的なプロファイリングに基づく広告を制限することにより、特に、脆弱な集団に対する消費者搾取の防止を支援している。ただし、その主な重点は、広範な社会的結果ではなく、商業的な公正性に引き続き置かれている。

iii. 政治

UCPD は、主に消費者を保護する枠組として機能しており、EU 加盟国全体における不公正な商業活動に関する規則を調和させている。同規制は政治的な規制に直接関与するものではないが、プロファイリングに基づくマーケティングを伴うものなど、誘導的な事業活動への対処を目的とする共通の基準を定めている。

3.6 データ法

データ法とは、EU 域内の企業、消費者、公的機関全体におけるデータへの公正なアクセス、管理、使用の保証を目的とした主要な規制である。また、公正性や適正なデータ管理と、データの経済的潜在力の実現とのバランスの調和も追求している。同法はプロファイリングを直接規制するものではないが、データの共有と所有権に対処することにより、プロファイリングを目的とするデータへのアクセスと使用が可能な主体に重大な影響を与えるものである。データ法は DSM とともに、**支配的な市場参加者**（ゲートキーパー）による**データへのアクセスの独占**を防止している。

データ法では基本的に、特に、**モノのインターネット (IoT) 製品**と関連サービスから得られた**機械生成データ**を規制し、同データの収集と共有、利用が可能な主体に対する規則を定めている。プロファイリングでは、大規模データ処理を利用することが多い。したがって同法は、データへのアクセス権を明確に定め、データトランザクションにおける公正性を標的にすることにより、プロファイリング活動に影響を与えるものとなる。また、立場の強い市場参加者に

よる不公正なデータ共有条項の強要を防止する保護対策も導入し、データ経済における小規模な事業体による競争が可能となる状況を目指している。

さらに、データ法は、企業が保有するデータに対する公共セクターのアクセスに制限を設けることにより、プロファイリング規制を間接的に形成している。また、EUの非パーソナルデータへの域外からの不正なアクセスに対する保護対策を定めることにより、EUデータの主権を強化し、広範なプライバシーとデータガバナンスの枠組に対するコンプライアンスを確保している。

データ法は、データへのアクセスとガバナンスを構造化することにより、プロファイリングシステムの原動力となるデータの管理主体を定義し、EU規制の保護対策に基づく透明性が確保された競争的な枠組においてプロファイリングが実施されていることを保証する、重要な役割を担っている。

(1) 特徴と特性の定義

i. 定義と背景

データ法は、主にプロファイリングではなく、データへのアクセス、データの共有、ならびにデータガバナンスに関する法律である。ただし、データ最小化を保証し、プロファイリングを目的とする第三者によるデータの使用を制限し、誘導的活動を防止することにより、プロファイリングに間接的な影響を与えている。

データ法では、**GDPR** によるプロファイリングの定義を参照することにより¹³²、EUデータ保護規則との連携を強化している。

データ法は、厳格な条件に基づいて使用する場合を除き、プロファイリングを目的として、同法の規定に基づいて提供されるデータを使用することはできないと定めている。同法では、過剰なデータ保持やダークパターン、外国政府によるアクセスに対する保護対策を導入している。その主な特徴については、以下の項において詳細に調査する。

ii. データ共有に対するユーザーの権利

データ法では、ユーザーがデータを第三者と共有する権利を保有していることを保証することにより、個人や企業のデータに対する**管理権**を強化している。データ法では、コネクテッドカーやスマート家電、工業用センサーなどのスマ

¹³² データへの公正なアクセスおよび使用に関する統一規則、ならびに規制 2017/2394 および指令 2020/1828 の修正に関する欧州議会および欧州理事会規制 2023/2854（データ法）、2023 年官報（L 2854）1（「データ法」）第 2.20 条。

ートデバイス（IoT 製品）を使用する場合、デバイスが生成するデータに対する管理権はデータ主体が保有すると定めている。データ主体は、上記のデータについて、製造業者によるアクセスの妨害または制限を受けることなく、自身が選択した第三者（修理サービス業者や分析業者など）と共有する権利を保有する。

- データを共有する権利：¹³³ユーザー、またはユーザーの代理として活動する承認を受けた第三者は、データ保有者に対し、メタデータを含むただちに利用可能なデータについて、構造化された機械可読フォーマットを使用し、可能な場合はリアルタイムで提供することを要請できる。ユーザーには無料でデータを共有しなければならない。また、データを共有する際には、データ保有者に提供されるものと同じ品質基準を満たさなければならない。
- ゲートキーパーに対する制限：¹³⁴**DMA 法に基づいてゲートキーパーに**指定された企業は、当該規定に基づく第三者受領者として活動することはできない。それにより、支配的なプラットフォームが、共有されたデータを活用して自社の市場支配力を強化することを防止している。

iii. プロファイリングとデータ最小化に関する制限

データ法では、第三者によるプロファイリングを明示的に制限し、データ最小化の原則を強化することにより、搾取的なデータの使用を防止している。

- 合意された目的と削除：¹³⁵データを受領した第三者は、同意した目的のみにデータ処理しなければならない。また、データが不要になった時点でデータを消去しなければならない。
- プロファイリングでの使用禁止：¹³⁶第三者は、受領したデータをプロファイリングに使用することはできない。ただし、ユーザーが要請したサービスを提供するために厳密に必要な場合を除く。
- ユーザーの管理と同意：¹³⁷第三者は、ユーザーが明示的に同意した場合に限り、ほかの主体とデータを共有することができる。アクセスを承認する場合と同程度に容易にアクセスを撤回することができなければならない。
- 競争上の優位性を目的としたプロファイリングの禁止：¹³⁸データ法に基づいて受領したデータを使用し、競合するコネクテッド製品を開発して

¹³³ データ法第 5.1 条。

¹³⁴ データ法第 5.3 条。

¹³⁵ データ法第 6.1 条。

¹³⁶ データ法第 6.2 条(b)。

¹³⁷ データ法前文 37～39。

¹³⁸ データ法前文 39。

はならない。それにより、公正なイノベーションを保証すると同時に、独占的なデータ活動を防止する。

iv. ダークパターンと誘導的なデザイン

データ法は、ダークパターンに対処することにより **DSA** のアプローチに準拠し、ユーザーが自身のデータ共有の選択に関する**真の管理権**を維持するという同法の意図を明確に示している。第三者とデータ保有者は、欺瞞的または強制的なインタフェースデザインを通じてユーザーを誘導したり、データを共有させたりしてはならない。

- デジタルインタフェースにおける透明性：¹³⁹ユーザーは、判断に影響を与える非中立的な選択や強制、誤解を招くナッジを受けることなく、自身の権利を自由に行使することができなければならない。データ法では、欺瞞的なデータ共有戦略に対処することにより、ユーザーが自由に与えた同意に基づくプロファイリングとデータを活用した意思決定を追求している。

v. ゲートキーパーとデータ共有

データ法では、ユーザーが生成したデータへのアクセスをゲートキーパーが独占することを制限することにより、**デジタル市場法 (DMA)** を補強している。それにより、支配的なデジタルプラットフォームがその市場支配力を行使して、競争上の優位性を不公正に獲得することができないようにしている。

データへのアクセス権からの除外：¹⁴⁰

データ法では、データ保有者に対し、ユーザーまたはユーザーの代理を務める第三者による要請を受けた場合に、データをただちに提供することを義務づけている。ただし、ゲートキーパーは、上記のデータ共有メカニズムの対象から除外されている。

- **ゲートキーパーによるユーザーデータの要請または受領の禁止**：DMA に基づいてゲートキーパーに指定された企業は、ユーザーが生成したデータへのアクセスを要請してはならず、アクセス権の付与を受けてはならず、アクセス権の付与に対する商業的インセンティブを与えてはならない。
- **第三者を介した迂回の禁止**：第三者がユーザーの要請においてデータへのアクセス権を取得した場合、当該データをゲートキーパーに移転して

¹³⁹ データ法前文 38。

¹⁴⁰ データ法第 5 条、前文 40。

はならず、また、ゲートキーパーへのサービスを外注することにより、間接的にアクセスを補助してはならない。

データ経済に対する影響：¹⁴¹当該規定は**競争政策**に由来するものであり、ゲートキーパーが既に莫大な量のデータを管理し、確立された市場支配力を有していることを認識したものである。データ法に基づき、ユーザーが新たに生成したデータへのアクセスをゲートキーパーに認めることは**相応の措置**であるとはいえず、**データ価値の分配のバランスを是正する**という同規制の目標に対しては逆効果となる。**SME**は特定のデータ共有義務の**対象から除外**されており、それにより小規模な市場参加者に対し、規制による過度の負担が生じることを防止している。

合法的な手段によるデータの取得：その一方で、上記の制限は、ゲートキーパーが、データ保有者との自主協定などの**合法的な手段を通じてデータを取得**することを妨げるものではない。そのため、ゲートキーパーは、データへの強制的なアクセス権による不公正な利益を得ることなく、積極的に市場に参加し続けることが可能となる。

vi. 外国政府によるアクセスに対する保護対策

データ法では、**EU が保有するデータへの国際的なアクセス**に対する条件を設定することにより、**第三国政府による干渉からデータを保護**している¹⁴²。

- 域外からの不法なアクセスの遮断：データ保有者は、EU法または加盟国法に抵触する場合、**国際的なアクセスと第三国政府によるアクセス、ならびに欧州連合域内において保有している非パーソナルデータの移転を防止**しなければならない。該当する例としては、域外の裁判所や法廷による判決があげられる。
域外からの要請に対する法的審査：第三国の裁判所または当局がデータを要求し、関連する条約や国際協定が締結されていない場合には、以下の条件を満たす場合に限り、コンプライアンスが認められる。
 - 要求に**相応性があり、具体的**であること。
 - データ提供者が要請に対して異議を申し立てる権利を保有していること。
 - **EU 法と保護について考慮した裁定**であること。
- EU による監視と諮問機関としての役割：**欧州データイノベーション委員会（EDIB）**と各国の**法的機関**は、コンプライアンスについて監視す

¹⁴¹ 同上。

¹⁴² データ法第 32 条、前文 102～103。

る。また、企業に対し、要請が EU 法に違反しているかどうか助言することができる。

上記の保護対策は、同法が規制する非パーソナルデータが外国政府により悪用されないことを保証するものであり、域内のデータ経済に対する EU の主権を強化するとともに、**EU データ処理基準が適用されない事業体によるプロファイリングを防止するものである。**

(2) セクター別の分類

データ法はプロファイリングを直接規制するものではなく、基本的にはプロファイリングを目的としてデータにアクセスし、使用することが可能な主体を定義するものである。同法では、データへのアクセスとデータガバナンスを構造化することにより、企業や公的機関、支配的なデジタル市場参加者が機械生成データを利用する方法に制限を設けている。当該制限は、透明性と競争力を有する公正なパラメータの枠内においてプロファイリングに引き続き制約を課すことにより、域外事業体によるものを含め、データの独占やデータに関する誘導的な活動、プロファイリングを活用した搾取を防止するものである。

i. ビジネス

データ法では、データガバナンスに対する同法の影響を通じ、ビジネスの文脈におけるプロファイリングを規制している。

- ・ **ユーザーが所有するデータとプロファイリングに関する制限：**ユーザーは、IoT デバイス、工業用センサー、スマートホームシステムなど、自身のコネクテッド製品が生成したデータに対する法的管理権を保持する。ユーザーは、当該データを第三者と共有することができる。一方、当該データを受領した企業は、要請されたサービスを提供するために厳密に必要な場合を除き、プロファイリングを目的として当該データを使用することはできない¹⁴³。これにより、データ収集の当初の目的から外れた、第三者によるプロファイリングを防止している。
- ・ **ゲートキーパーが管理するプロファイリングの防止と公正な競争：**同法では、ゲートキーパーに対し、第三者を通じてユーザーが生成したデータを要請すること、受領すること、間接的に取得することを禁止している¹⁴⁴。ゲートキーパーは、既に莫大な量のパーソナルデータと行動データを処理している。したがって、ゲートキーパーがプロファイリングに関連するデータを新たに取得する能力を制限することにより、ゲートキーパーが、データを活用したユーザーターゲティングを通じて自社の支

¹⁴³ データ法第 6.2 条(b)

¹⁴⁴ データ法第 4.3 条、前文 39。

配力を強化する能力を制限している。プロファイリングの成否はデータの規模によって左右されることから、主要なデータソースに独占的にアクセスすることが可能な企業、または優遇的にアクセスすることが可能な企業は、市場において大きな優位性を獲得することになる。

ii. 社会

データ法では、特に、データを活用した意思決定や、誘導的なデジタルデザイン、政府によるデータへのアクセスにおいて、プロファイリングによる個人の搾取が生じないようにするため、保護対策を導入している。

- **プロファイリングにおけるユーザーの同意とデータ最小化：**¹⁴⁵第三者がユーザーのデータにアクセスするためには、ユーザーから事前に明示的な同意を得なければならない。同様に、ユーザーはアクセスへの同意も容易に取り消すことができる。情報に基づいたユーザーの同意を取得し、かつユーザーによる同意の取り消しが可能でない限り、機械生成データに基づくプロファイリングを実施してはならない。データ法では、ユーザーが生成したデータに基づく自動意思決定に対処している。こうしたデータについては、ユーザーが要請したサービスを実行するために厳密に必要な限り、プロファイリングを目的として利用することはできない。
- **ダークパターンと誘導的インタフェース：**¹⁴⁶プロファイリングを目的としたデータの共有にユーザーをナッジすること、または拒否のオプションを見つけにくくすることなど、欺瞞的なデジタルデザインに対処している。当該規定は、誘導的なプラットフォームデザインに関する DSA 規制に則ったものであり、強制的インタフェースや誤解を招くインタフェースではなく、ユーザーによる真の選択に基づくものにプロファイリングと行動トラッキングを留めることを意図している。
- **公共セクターによるデータへのアクセス：**¹⁴⁷データ法は、企業が保有するデータへの政府機関によるアクセス方法を制限している。当該規定は、使用目的から逸脱したマスプロファイリングや監視を目的として、このようなアクセスを悪用することができないようにすることを意図するものである。ただし、同時に、緊急時や公益を目的としたデータへのアクセスについては認めている。

¹⁴⁵ データ法第 6.2 条、前文 39。

¹⁴⁶ データ法前文 38。

¹⁴⁷ データ法 第 V 章。

iii. 政治

データ法では、域内政府の活動と域外事業体の双方によるデータへの不正なアクセスを通じた大規模なプロファイリングを防止することにより、政治や政府の文脈におけるプロファイリングに関する保護対策を講じている。それにより、プロファイリングに基づく意思決定が、引き続き EU 法に基づく保護の対象となるようにしている。

- **域外政府によるプロファイリングを目的としたデータへのアクセス：**¹⁴⁸ データ法では、域外政府が正当な法的手段を経ることなく、EUの非パーソナルデータにアクセスすることを防止している。これにより、域外からの諜報活動、政治的動機に基づくプロファイリング、データを活用した有権者のターゲティングを介した選挙妨害に対する保護となることができる。ただし、同法は基本的に、データの共有、収集、処理について、(i) その取得が合法的に実施されたこと、ならびに(ii) EU 基準に準拠していることの保証を目的としている。
- **公共データ使用時におけるプロファイリング制限遵守の義務化：**¹⁴⁹ 公共機関は、プロファイリングに基づく意思決定を目的として、個人が所有するデータにアクセスすることはできない。ただし、法的な根拠を有し、公共の緊急事態などの絶対的に必要な場合を除く。当該規定は、政府による過剰なプロファイリングに対する GDPR の保護対策に準じたものであると同時に、法的制約の枠内における公益データの使用を引き続き認めるものである。

3.7 委員会スタッフ作業文書：デジタル公正性に対する EU 消費者法の適合性評価

「委員会スタッフ作業文書：デジタル公正性に対する EU 消費者法の適合性評価」（適合性評価）は、法的規範を示した文書ではなく、デジタルの発展を背景として、中核的な EU 消費者保護法の機能とギャップについて包括的に評価した文書である。EUの法的枠組は長きにわたり、公正性の確保と消費者への権限の付与を目的としてきた。しかし、AI ビジネスモデルやビッグデータビジネスモデル、デジタルビジネスモデルが急成長したことから、新たなリスクが生じている。このような発展により、技術の進歩が、消費者の意思決定を歪め、行動を誘導し、デジタル市場における信頼を損なわせる目的で利用されることに対する懸念が生じている。

¹⁴⁸ データ法第 32 条。

¹⁴⁹ データ法 第 V 章。

当該適合性評価では、EU 消費者保護法の基盤として機能する 3 件の主な指令について評価している。

- **不公正取引方法指令（UCPD）（2005/29/EC）**：誤解を招くマーケティング活動と攻撃的なマーケティング活動を規制している。
- **消費者権利指令（CRD）（2011/83/EU）**：契約とデジタルトランザクションにおける消費者の権利を定義している。
- **不公正契約条項指令（UCTD）（93/13/EEC）**：企業が消費者との契約において不公正な条項を強制することを防止している。

当該評価は主に**遡及的**に実施されており、上記の法がデジタル市場における有効性を維持しているかどうか、ならびに搾取的なデジタル活動に対して十分な保護対策を提示しているかどうかについて評価している。一方では、**将来を見据えた要素**も対象としており、規制のギャップや不整合、公共認識、ならびに**ダークパターン、アルゴリズムに基づく意思決定、行動プロファイリング**といった新たなリスクに対応するために規則の修正を要する可能性がある領域を特定している。

デジタル市場の発展に伴い、企業が消費者に関与する際に使用する方法も進化している。適合性評価では、現在の消費者保護法が、パーソナライズ広告や予測アナリティクス、AI を活用した説得といった技法が使用される時代における目的に適合しているかどうかを調査している。また、**消費者の自律性を強化し、デジタルによる不正な誘導を防止し、オンライン取引における公正性を確保**するために、対策を追加する必要があるかについても調査している。

以下に、適合性評価の主要要素、評価結果、ならびにプロファイリングや消費者による選択、デジタル公正性に対して推測される影響の分析を示す。

(1) 主要要素

適合性評価では、AI を活用したパーソナライゼーションの時代にあって、行動ターゲティングや誘導的商業活動によるリスクがまさに高まりつつある状況における EU 消費者保護法の妥当性を評価している。また、特に、アルゴリズムに基づくプロファイリングを通じて消費者の意思決定に与える企業の影響力が増加するなかにあって、現在の枠組により、**ダークパターンや中毒性のあるデザイン、非対称な市場支配力**から消費者を効果的に保護しているかどうかについて評価している。

同報告書は「既存の消費者法は、AIを活用した説得やプロファイリングに対して十分に対処しているのか？または、誘導的活動や搾取的活動の禁止を強化する必要があるのか？」という根本的な疑問を提示している。

i. パーソナライゼーションと消費者の自律性

パーソナライズレコメンデーションやパーソナライズプライシング、パーソナライズ広告により、(i) デジタルマーケットプレイスにおける消費者エクスペリエンスが徐々に形成され、(ii) 管理権が企業に移転しつつある。それにより、市場の不均衡が増大している可能性がある¹⁵⁰。パーソナライゼーションは、メリットをもたらすと同時に、消費者の管理や公正性、信頼に関する深刻な懸念も生じさせる。

- **データ寡占企業間における権力の集中**：高度なプロファイリング能力を有する企業は、消費者が対抗することが難しい方法を用いて、消費者の行動を形成することができる。
- **アルゴリズムに基づくパーソナライゼーションに対する消費者の知見の不足**：多くの人々が、自身のデジタルエクスペリエンスを決定しているのは自身の個人的な選択ではなく、AI システムであると感じている。消費者の 74%が、自身のパーソナルデータが不正に使用され、商業的な提案がパーソナライズ化されていると考えている¹⁵¹。また、消費者の 66%が、データ収集とプロファイリング活動に関する懸念を抱いている¹⁵²。特に、データからプロファイリングへの変換に関しては、消費者の 38%が、プラットフォームがパーソナルデータに基づいて生成する自身のプロファイルの種類や、自身に表示されるコンテンツにプロファイルが与える影響について理解するのが難しいと報告している¹⁵³。
- **情報と広告の境界の不明瞭化**：真の情報とターゲットマーケティングの区別が難しくなりつつあり、秘密裏に不正な誘導が行われるリスクが増加している。

ii. ダークパターンとアルゴリズムに基づく説得

ダークパターンと誘導的パーソナライゼーション戦略は、消費者の意思決定を歪めることにより、金銭的損害や自律性の低下、プライバシーに関する問題を引き起こす。また、当該活動は、認知負荷や潜在的な精神的苦痛を高める要因にもなると同時に、市場の公正性や価格の透明性、デジタルコマースに対する

¹⁵⁰ 適合性評価 21 以下参照。

¹⁵¹ 適合性評価 21。

¹⁵² 同上。

¹⁵³ 適合性評価 142。

消費者の信頼など、幅広い懸念を生じている¹⁵⁴。以下に、具体的な特徴の一部を示す。

- **UI/UX や提示情報を通じた心理的圧力とターゲティング**：多くのデジタルインタフェースでは、ユーザーをナッジすることにより、本来ならば行わなかったとみられる購買に誘導する。その多くは、強制的な行動や虚偽の切迫感、誤解を招く欠乏感を引き起こすことによって行われる。消費者は、ダークパターンに接触することにより、混乱（40%）や圧力（35%）を感じたと報告している¹⁵⁵。
- **生理的反応**：実験研究によれば、特にパーソナライズターゲティングとダークパターンを組み合わせた場合、不安感が生じ、認知制御が低下し、不正な誘導による影響を受けやすくなり、心拍数が増加し、意思決定が損なわれる可能性があるとしている¹⁵⁶。
- **欺瞞的活動の常態化**：誘導的なデザインに頻繁に接触することにより、この種のデザインがデジタル生活における不可避な要素であるかのようにみられがちになる。主な懸念としては、消費者が誘導的インタフェースを当たり前のものとして受け入れはじめており、不公正なデジタル活動を検出し、異議を申し立てる可能性が低くなっていることがあげられる¹⁵⁷。

iii. 中毒性のあるデザインと消費者の依存

無限スクロールや自動再生、ルートボックス（ビデオゲーム内で使用される仮想のアイテム箱）、アルゴリズムに基づくレコメンデーションループなど、エンゲージメントを最大限に高める商業戦略と、精神的な健康状態に関する懸念や強迫行動、デジタル依存との関連性が強くなっている¹⁵⁸。

- **ビジネスモデルとしての注意事項**：プラットフォームは消費者のエンゲージメントを収益化しており、収益化やデータ収集の増加を目的として、長時間の利用を促している。
- **健康状態への潜在的影響**：研究により、強迫的なデジタルエンゲージメントと不安感、認知疲労、睡眠パターンの乱れとの間の関連性が示されている。
- **規制のギャップ**：各法では、誤解を招く活動からの保護はしているものの、強迫行動の商業的搾取には対処していない。

¹⁵⁴ 適合性評価 30 以下参照。

¹⁵⁵ 同上。

¹⁵⁶ 同上。

¹⁵⁷ 同上。

¹⁵⁸ 適合性評価 30 以下参照。

iv. 非対称なポジショニングと市場支配力

技術の進歩により、企業は自社の市場支配力を強化することが可能となっている。ただし、その場合、消費者の自律性が犠牲となることが多い。AI を活用したパーソナライゼーションは、市場のダイナミクスをさらに歪めるものであり、消費者が完全には認識することができず、管理することができないとみられる方法を用いて意思決定の形を微妙に変えることにより、取引者と消費者との間の構造的不均衡を拡大している¹⁵⁹。

- **消費者の行動を予測し、影響を与える企業的能力：**取引者は、高度なアルゴリズムに基づくプロファイリングを実施することにより、消費者が完全には認識することができないとみられる方法を用いて、意思決定の形を変えることができる。
- **消費者の行為主体性の低下：**AI を活用したシステムにより、消費者が目にし、購買し、関与する対象が決定されている。したがって、消費者の多くは、デジタルにおける選択を自分で管理していないと感じている。

v. デジタルエイジにおける脆弱な消費者

デジタルリテラシーに乏しい消費者、未成年者、精神的苦痛を感じている個人などの脆弱な消費者は、デジタルマーケットプレイスにおけるリスクの増加に直面している。信じやすさや精神的虚弱、身体的虚弱、年齢などの特性を有する消費者は、特に、誘導的なデザイン戦略による影響を受けやすくなる。中毒性のあるデザインやアルゴリズムに基づくパーソナライゼーション、エンゲージメントを最大限に高める技法により、強迫行動やデータの悪用が生じる確率が上昇する。このような消費者の多くは、注目を集めることを目的として設計されたデジタル戦術を認知すること、または抵抗することが難しくなる可能性があり、そのため、精神的危害と金銭的損害の双方に対する脆弱性が高まっている。

また、デジタル市場は、消費者の脆弱性、特に、金銭的不安や精神的苦痛を抱える個人や、技術に対する認識が限られている個人の脆弱性をさらに悪化させる。企業は、デジタルの進化を背景として、消費者の行動をリアルタイムで分析することが可能となり、意思決定に影響を与えるターゲット戦略を通じて既存の格差を拡大させている。こうしたインタラクションの主な特性の一部を以下に示す。

- **脆弱性の動的性質：**脆弱性とは、人口動態だけではなく、状況にも関連するものであり、リアルタイムでの消費者の行動やアルゴリズムに基づくプロファイリングによって形成される。

¹⁵⁹ 適合性評価 129。

- **プロファイリングに基づく搾取**：企業は、消費者が困窮している状況や金銭的不安を抱えている状態を検知し、その情報を利用して高圧的な販売戦術を押し進めることができる。
- **明確な保護の必要性**：一部の国内当局は、消費者の困窮や認知バイアス、一時的な感情状態を悪用する商業活動を直接禁止することを提唱している。

vi. 技術開発と将来的なリスク

AI とデジタル技術の急速な進化により、消費者市場の形態が変化し、新たな複雑性と脆弱性が生じている。AI を活用したパーソナライゼーションと自動化により、効率性が向上する一方で、企業と消費者との間における意思決定力の非対称性も生じている。適合性評価では、現在の消費者保護の枠組に課題をもたらすものとして、複数の重要な技術開発を明確に示している¹⁶⁰。

- **生成 AI と誤解を招くコンテンツ**：AI が生成した資料は、事実情報、マーケティング、不正な誘導の区分を不明瞭化する。消費者は、自身に関与しているのが真のコンテンツなのか、または消費者の判断に影響を与えることを目的として設計されたアルゴリズムが生成した出力なのかを見極めるのが難しくなる。
- **感情認識 AI と説得インタフェース**：感情を分析し、人間のインタラクションを模擬する AI システムにより、消費者に対する心理的影響が増大し、新たなレベルの行動操作を生み出す可能性がある。消費者が AI と対話していることを認識している場合であっても、当該システムが信頼感や切迫感を人工的に醸成することにより、意思決定を歪める可能性がある。
- **自動契約とスマート契約**：取引における AI を活用した契約や自動意思決定により、完全には理解していないとみられるシステムに消費者が過度に依存することに関する懸念が生じている。消費者が不公正な条項や誤謬に対する異議を申し立てる能力が欠如している場合、契約関係における消費者の行為主体性が低下する。
- **デジタルインフラの変化**：コネクテッドデバイスやエッジコンピューティング、バーチャルリアリティ環境の普及により、消費者と取引者の間のダイナミクスが変化している。その変化により、進化するデジタルの文脈において、透明性、インフォームドコンセント（必要な情報を得た上での自発的な同意）、契約の公正性といった消費者の基本的な保護をどのように適用すべきかという疑問が生じている。

¹⁶⁰ 適合性評価 82 以下参照。

(2) ギャップと今後の措置

適合性評価により、既存の消費者保護の枠組では、技術や市場に関する新たな課題への備えが十分とはいえない複数の分野が明確に示されている。現行の規制は、公正性と透明性に関する基盤を提供しているが、AI を活用したパーソナライゼーションやデータを活用した不正な誘導、非対称な市場支配力によって新たに生じているリスクに取り組む能力には、依然としてギャップが存在している。以下の項では、規制の主な欠点と、将来的な政策の展開に向けて想定される手段について概説する。

i. 規制のギャップと透明性の限界

適合性評価の主な所見のひとつとして、AI を活用したパーソナライゼーション戦略の多くは、誘導的戦略の場合であっても、明確には違法とされていないことがあげられる¹⁶¹。これにより、商業面と規制面に複雑な影響が生じる可能性があると推測される。また、当該パターンによる被害を示す立証責任については、過去のテクニカルダイナミクスが根拠となっている可能性がある。

- **透明性 ≠ 公正性**：企業は、情報開示規則を遵守すると同時に、攻撃的プロファイリング技法を引き続き使用することができる。
- **被害の証明に関する課題**：消費者にとって、AI を活用したマーケティングが倫理的または法的に認められる範囲を逸脱した時点を実証することは難しい。

上記により、「AI を活用したパーソナライゼーションによって消費者の意思決定が歪められる場合、透明性要件を満たす場合であっても、当該パーソナライゼーションを不正なものとみなすべきなのか？」という疑問が生じている。

ii. 今後の措置と政策に関する検討事項

適合性評価は、消費者保護法が、AI を活用した意思決定、説得力、市場支配力における非対称性に適切に対処しているか、あるいはさらなる進化が必要なのかを問いかけている。以下に、データとプロファイリングに関する結論の一部を示す。

- **消費者保護の強化、ブラックリストに記載する活動の拡大**：提案されている内容の例としては、心理的圧力を生じるか、脆弱性を悪用する特定のプロファイリング技法の禁止があげられる。上記には、AI を活用した誘導的マーケティングやサイコグラフィックプロファイリングの明確な禁止に加え、サイコグラフィックプロファイリングや行動操作、脆弱性

¹⁶¹ 適合性評価 164。

の搾取を禁止する UCPD ブラックリストの拡大に向けた重点的な取り組みの提案が含まれている。

- **立証責任のバランスの見直し**：AI を活用したパーソナライゼーション戦略が公正なものであることの立証を消費者の責任とするのではなく、企業に義務づける可能性がある。

適合性評価により、デジタル環境における消費者保護の保証に関する複数の中核的な課題が特定されている。既存の指令は依然として重要ではあるが、**AI を活用したパーソナライゼーションや誘導的なデザイン、プロファイリングに基づく商業活動**により、その有効性が試される機会が増加している。同文書では、上記の活動により、消費者の自律性や信頼、意思決定に対してどのように影響が生じるかについて、特に脆弱な消費者に重点を置いて評価している。

4. 日本に対する提言

各国は、AI を活用したプロファイリングが経済や社会、政治の領域にさらに浸透している状況において、この種の新たな技術と、市場、選挙、基本的人権との相互作用に対する効果的な対応策を提示するべく模索している。日本は、グローバルな AI ガバナンスにおいて重要な役割を担っており、G7 広島 AI プロセスやブレッチリー宣言などの主要なイニシアチブを主導し、貢献している。また、日本国内では、人権と民主主義の原則を保護する方法を用いて AI を規制すると同時に、経済成長を推進することを目指している。

AI プロファイリングに対処する規制の枠組を効果的なものにするには、技術的イノベーション、消費者保護、市場競争力のバランスを調和させるものとして、体系的かつ柔軟な原則を主体とする規制の枠組を策定すべきである。規制により、AI が経済成長に貢献する可能性を抑制すべきではなく、また、個人の自律性や社会的公平性、市場の公正性を損なうプロファイリング活動が無制限に認めべきではない。

日本では規制アプローチを通じ、企業に対する明確な法的義務や実施可能なアカウントビリティのメカニズム、個人の権利に対する強力な保護対策を制定すべきである。このアプローチは、AI を活用したパーソナライゼーションと意思決定の透明性と公正性を維持するものであり、民主主義や経済における優先事項に準じたものである。本章では、日本の政策策定に資する知見を提示しうるものとして、EU の AI プロファイリング規制構造を利用した中核的原則について概説する。それにより、将来的なアプローチが対応的なものに留まらず、技術面や地政学面の変化に合わせて進化する能力を備えた、先を見越したものとなることを保証する。

本章では、(1) 規制システムへの AI プロファイリング技術の統合に関する基本的な検討事項、ならびに(2) AI プロファイリングが、経済面、社会面、政治面において社会に貢献するようにするため、規制メカニズムの構築に関する実行可能で具体的な提言を示す。

1. 日本の AI プロファイリングに関する基本的な検討事項

日本が AI を活用したプロファイリングに対する規制アプローチを改良するにあたっては、複数の基本的な検討事項を通じてその枠組を形成すべきである。こうした原則により、規制が効果的かつ柔軟なものであり、経済成長、技術の進歩、基本的人権のバランスを調和させるものとなる。主な検討事項の例を以下に示す。

- **イノベーション、経済成長、基本的人権のバランスの調和** – AI プロファイリングを通じ、技術開発と経済開発を確実に推進すると同時に、個人の権利の保護と消費者の保護を保証すること。
- **ステークホルダー間における信頼の構築** – 企業に対する法的安定性、消費者に対する強力な保護、公的機関による効果的な監視を確立し、国民の信頼を維持すること。
- **官民両セクターにおけるプロファイリングの規制** – 一貫した基準を適用し、商業や政府による AI 用途における権力の無制限の行使を防止すること。
- **市場の成長、社会的公平性、政治的健全性の確保** – AI を活用したプロファイリングとは経済的資産であり、不平等を拡大するものではなく、民主主義の信頼性を保護するものであることを保証するため、データの処理と利用に関するガバナンスに対処すること。
- **コーポレートアカウンタビリティと個人の権利** – 企業に対する実施可能な義務と、AI の判断による影響を受ける個人に対する行使可能な権利とともに制定すること。
- **原則を超えた具体的な行動への移行** – 倫理的な AI の枠組を基盤として、効果的な執行メカニズムを備えた道筋を策定すること。
- **データ共有経済の活用とユーザーの自律性保護の両立** – 責任あるデータ共有を奨励すると同時に、個人が自身のデータに対する実質的な管理権を維持すること。
- **データガバナンスにおける国際協調** – 日本のアプローチをグローバルな AI 規制に沿ったものとし、相互運用性と協力を確保すること。
- **データの非対称性への対処** – 企業と個人の間、ならびに寡占企業と小規模企業の間における過度の権力の不均衡を防止すること。
- **柔軟性と適応性に優れたガバナンスの確保** – 技術の進歩や地政学的な変化に合わせて進化する規制の枠組を策定すること。

上記の基本的要素は、AI を活用したプロファイリングのリスクを軽減すると同時に、その利益を最大化する能力を備えた先見的かつ柔軟な規制戦略の基盤を提示するものである。

i. 競合する優先事項のバランスの調和：イノベーション、経済、および基本的人権

AI 政策に関する議論、特に AI を活用したプロファイリングは、総じて技術的進歩と経済的機会、社会的影響が交差する分野において運用されている。規制を策定するにあたっては、上記の要素を認識し、そのバランスを調和させることにより、AI を活用したパーソナライゼーションを通じて市場の効率性を向上させると同時に、個人の権利と社会的公平性を保護しなければならない。日本は、以下の条件を満たす規則を制定すべきである。

- イノベーションの推進：企業が責任を持って、AI を活用したプロファイリングツールを開発することが可能となる柔軟性のあるガイドラインを明確に定めることにより、AI イノベーションとグローバルな競争力を推進し、透明性とアカウンタビリティ、倫理的な利用を確保すると同時に、ビジネスの柔軟性を抑制する可能性がある規制の過度の拡大を防止すること。
- AIの経済的可能性の発展：AIを活用したプロファイリングは、消費者のエンゲージメントを高め、意思決定プロセスを合理化し、企業が提供するサービスの正確性と適応性の改善を可能にすることにより、生産性を高め、市場の効率性を最適化し、経済成長を推進することが可能となる。また、規制の枠組を通じ、企業が規制による過度の摩擦を生じることなく、データを活用したパーソナライゼーションを利用できる環境を醸成することにより、経済拡張におけるAIの役割を補助し、イノベーションを基盤とする具体的な経済的利益を確実に生み出すべきである。
- 基本的人権の保障：消費者の自律性やデータ主体の権利を損なうか、企業と個人の間に非対称なパワーダイナミクスを生み出す、誘導的な意思決定プロセスや不透明な意思決定プロセスに対する保護対策を確立することにより、人間の行為主体性と基本的人権に基づくAIを活用したパーソナライゼーションを保証すること。AI システムにより、インフォームドディシジョンを抑制する方法を用いて消費者行動を形成するのではなく、ユーザーの管理権を強化すべきである。

ii. ステークホルダー間における信頼の構築：業界、個人、および公的機関

AI 規制を効果的なものにするためには、業界、個人、規制当局、執行機関といった、主な全てのステークホルダーの意図に対応し、信頼を構築しなければなら

らない。AI を活用したプロファイリングにより、**法的安定性**や**執行**、**国民の信頼**に関する課題が生じている。したがって、以下を備えたガバナンスモデルが必要となる。

- **法的安定性**：規制上の責任を無効にすることなく、企業がコンプライアンスを実現するために実施可能なガイドラインを明確に定めること。
- **ユーザー中心のデータ管理**：消費者の権利の保護を強化し、自身のデータと AI との相互作用に関して有意義な同意に基づく管理権を個人に付与すること。
- **公的機関による開発と関与**：公的機関の監視能力を強化し、企業と政府双方による**プロファイリング活動**の透明性、アカウンタビリティ、規制上の保護対策に対する適合性を確保すること。

iii. 官民セクターにおけるプロファイリングの規制

包括的かつ総合的な AI プロファイリング規制には、(i) **民間セクターにおける用途**、ならびに(ii) **政府によるプロファイリング技術の使用**に関する規定を盛り込まなければならない。企業の活動や政府の行動により、市場のパフォーマンス、ならびに監視や差別、未確認の意思決定に関するリスクが生じる。したがって、以下の条件を満たす規定の枠組を策定すべきである。

- 企業と政府双方によるプロファイリングに対して**一貫した基準を適用し**、透明性と公正性、ならびに **AI を活用した搾取的パーソナライゼーションや差別的パーソナライゼーションに対する保護**を保証すること。
- データの使用と透明性に関する明確な義務、ならびに過剰なパーソナライゼーション技法や誘導的なパーソナライゼーション技法に対する制限を課すことにより、**民間セクターの AI プロファイリングに対処**すること。
- **公共セクターの AI プロファイリングを規制し**、政府による AI を活用した意思決定が、過度の監視や差別的な結果をもたらさないことを保証すること。

iv. 経済成長、社会的公平性、政治的健全性

規制により、プロファイリングによって生じると**推測される経済的影響**、**社会的影響**、**政治的影響**を区別し、バランスの取れたガバナンスを保証すること。

- **経済**：プロファイリングと AI を活用したパーソナライゼーションは、市場を効率化するものである。ただし、データ管理の独占と不公正な市場集中を防止するために規制しなければならない。
- **社会**：AI プロファイリングにより、不平等や差別、消費者の脆弱性を強化すべきではない。バイアスに関するシステムの評価を実施しなければ

ならない。また、保護の対象を拡大し、社会的に軽視された集団と機微データのカテゴリを含めるべきである。

- **政治**：アルゴリズムに基づくコンテンツキュレーションと政治に関するマイクロターゲティングについて監視し、それにより民主的なプロセスに歪みが生じておらず、誤情報が拡散されておらず、市民による関与が損なわれないようにすること。

v. コーポレートアカウンタビリティと個人の権利

AI プロファイリングの枠組を通じ、(i) コーポレートアカウンタビリティを確立し、(ii) 個人による AI に特化した権利の保有を保証する、**二重構造の AI ガバナンス**を確立しなければならない。規制により、以下を実施すべきである。

- **企業に対し、責任ある AI リスク管理、透明性、監査メカニズムを実現**し、搾取的プロファイリングを防止することを義務づける。
- **個人に AI に関する権利**を付与し、データ主体が、非標準的な AI プロファイリングによる過度な行為や被害に直面した場合に、訴訟原因を提供

vi. 原則を超えた移行：規制の履行の保証

倫理的な AI 原則は、責任ある AI ガバナンスの基盤となっている。ただし、今後は規制の枠組を通じ、当該原則を基盤として、**実施可能な義務**を策定しなければならない。規制当局は、以下を実施すべきである。

- AI を活用したパーソナライゼーションを利用する企業を対象として、**拘束力のあるコンプライアンス要件**を制定すること。
- **誘導的なプロファイリング活動や損害を与えるプロファイリング活動、不公正なプロファイリング活動に対する明確な法的基準**を明確に定義すること。
- **アジャイルな規制メカニズム**を導入し、定期的な見直しと AI 技術の進化に伴う適応を可能にすること。

vii. データ経済：リスクと機会

データ共有経済には、経済的潜在力、消費者の権利、規制上の課題が複雑なバランスで存在している。また、イノベーション、競争、公共セクターにおける発展の機会を提供する一方で、プライバシーや市場集中、倫理的なガバナンスに関する懸念も生じている。権利のバランスを調和させるためには、データを活用した成長を推進すると同時に、個人と企業がデータの使用法に対する管理権を維持することを保証する必要がある。

- **機会**：以下に、データ経済に関連する機会の一部を示す。
 - **経済成長とイノベーション**：AI を活用したパーソナライゼーションとデータアナリティクスにより、事業効率を改善し、新たな市

場への参入を実現し、製品とサービスの提供を強化し、経済拡張を推進することができる。

- 消費者エクスペリエンスの強化：パーソナライゼーションを通じ、個人の嗜好に合わせてコンテンツやレコメンデーション、サービスをカスタマイズすることにより、ユーザーの満足度を高めることができる。
- データ主導による競争：データ共有の枠組を正しく管理した場合、条件の公平性を高めることにより、中小企業がデータ寡占企業と競争することが可能となり、イノベーションを推進し、独占的管理を防止することができる。
- より懸命な公共政策とインフラ計画の策定：政府は集約された非パーソナルデータを活用し、都市計画や公衆衛生対策、輸送効率を改善することができる。それにより、資源配分を改善し、公共サービスの効果を高めることができる。
- **リスク**：機会と同時に生じるリスクの例を以下に示す。
 - データの独占と市場の非対称性：広範なデータへのアクセス権を有する大企業は、自社の支配的地位を確立することにより、競争を制限し、小規模な企業の市場参入を制限することができる。
 - 消費者の管理権の喪失とプライバシーに関するリスク：明確な保護対策を講じない場合、個人が自身のデータの使用方法に対する管理権を失い、侵略的プロファイリングや個人の脆弱性の搾取に直面するおそれがある。
 - 規制面と倫理面の課題：データ共有による経済的利益と基本的人権のバランスを調和させるためには、過度のデータ抽出を防止し、透明性を確保し、不公正な差別やアルゴリズムのバイアスなど、想定される害を軽減する慎重なガバナンスが必要となる。
 - 政府の越権行為と監視に関するリスク：公共セクターによる莫大なデータプールへのアクセスにより、市民の自由や民主的自由を損なう方法を用いた過剰なモニタリングや大規模な監視、AIを活用したプロファイリングの不正使用が生じる可能性がある。

viii. AI とデータガバナンスに関する国際協力

AI を活用したプロファイリングは国内に留まる問題ではなく、**規制面におけるグローバルな連携**を必要とするものである。日本は**国際的なベストプラクティス**に適合したアプローチを採用し、以下を保証すべきである。

- **AI ガバナンスに関するグローバルな取り組みを通じた相互運用性**（EU AI 法、OECD AI 原則、G7 AI ガイドラインなど）。

- ・ 規制アプローチの細分化と相反を防止する**多国間データガバナンスメカニズム**。
- ・ 日本の規制アプローチが競争性を維持し、新たなグローバル AI リスクに対応できるようにするための**国際パートナーとの戦略的連携**。

ix. データの非対称性への対処：企業の権力と個人の権利

AI を活用したプロファイリングには、対処しなければならない権力の非対称性が主に 2 種類存在している。

1. 企業と個人の間における不均衡：大規模プラットフォームは莫大な量のパーソナルデータを収集しているため、個人がプロファイリング活動について理解し、異議を申し立て、回避することが難しくなっている。
2. 小規模な企業に対する大量のデータを保有する企業の優位性：データを活用したパーソナライゼーションは**強力な経済的資産**であり、インフラやデータの収集・処理が集中化された場合には、特定の業界における競争と参入障壁に関する問題を生じる可能性がある。そのため、規制により、以下を実施すべきである。
 - 自身のデータの使用法に関して、ユーザーに**有意義な選択肢を与える**ことを保証する。
 - **支配的企業によるサービス間での不公正なデータの活用**を防止する。
 - 小規模な企業を対象として、**公正なアクセスに関する規定**を導入し、AI を活用したパーソナライゼーション市場への参入を可能にする。

x. セクター別の保護対策とコンプライアンスの差別化

AI を活用したプロファイリングの運用法は、業界によって異なる。したがって、倫理上の検討事項、規制の必要性、リスクは**セクターごとに異なる**。医療においては、プロファイリングにより治療に差別が生じるリスクがある。一方、金融分野においては、不公正な信用アクセスを引き起こすおそれがあり、雇用においては、雇用プロセスにおけるバイアスを助長するおそれがある。同様に、法執行や生体認証監視により、公民権に関する重大な懸念が生じる。

リスクを調整した効果的なガバナンスを展開するためには、規制の枠組において上記の相違点を認識し、汎用的なアプローチではなく、セクターごとに柔軟に対応するアプローチを検討すべきである。政策立案に際しては、以下について検討することができる。

- セクター別のリスクエクスポージャー：リスクの高いセクター（刑事司法、医療、選挙など）の場合、コンプライアンス義務を厳格化する必要がある。一方、リスクが比較的低い用途（コンテンツレコメンデーション、パーソナライズリテールエクスペリエンスなど）の場合には、より柔軟な枠組のもとで運用することができる。
- カスタマイズされた透明性とアカウンタビリティメカニズム：AI プロファイリングにおける有意義な説明可能性を構成する要素は、セクターによって異なる。例えば、医療上の判断を下す際には、医療レベルの根拠が必要となる場合がある。一方、金融におけるプロファイリングでは、消費者のオプトアウト権を明確に定める必要がある。
- 比例原則に基づいた執行と監視：各セクターの規制機関は、各々が担当する領域における AI プロファイリングの監視において重要な役割を担った上で、各分野に固有のリスクと課題に合わせたコンプライアンス対策を確実に講じるべきである。
- 官民の協力と業界の自主規制：規制機関と業界ステークホルダーは、互いに協力することにより、効果的な AI ガバナンスの形成において重要な役割を担うことができる。特に、急速に発展し、技術の進歩に合わせて厳格な法的要件を課すことが難しいセクターにおいては、業界主導の規格や自主ガイドライン、自主規制の枠組により、正式な規制を補完することができる可能性がある。官民両セクターの当事者による協力を推進すれば、イノベーションとアカウンタビリティのバランスの調和に貢献すると同時に、責任ある AI 開発の推進をサポートすることができる。

xi. 規制の柔軟性と適応性

AI を活用したプロファイリングを規制するためには、ダイナミックで対応力に優れ、技術的变化や経済的变化、地政学的変化とともに進化する能力を備えたガバナンスの枠組が必要となる。AI システムは急速に発展しており、そのペースは既存の法律構造を上回ることが多い。同時に、市場原理とグローバル規制を巡る状況も変化し続けている。厳格な汎用アプローチには、陳腐化するリスクやイノベーションを抑圧するリスクがある。一方、過度に寛容なシステムでは、基本的人権や市場の公正性を保護することができない可能性がある。効果的な規制を通じてバランスを調和させ、法的安定性を実現すると同時に、新たなリスクと機会に対する適応の継続を可能にしなければならない。

AI を活用したプロファイリングは常に進化し続けている。したがって、以下の項目に対処するためには、規制に柔軟性を持たせる必要がある。

- **技術の進歩**：AI モデルはさらに高度化し、詳細な行動分析能力を備えており、日常の意思決定にますます取り入れられている。

- **経済的变化**：データを活用する市場が成長し、経済的資産としてのデータの重要性がさらに高まっている。それにより、競争や消費者行動、デジタル経済の形成における AI の役割に影響が生じている。
- **地政学的展開**：各国は、AI ガバナンスに対し、それぞれに異なるアプローチを確立している。それにより、多国間のデータフローや規制の調和、グローバルな市場ダイナミクスに影響が生じている。

ガバナンス構造を設計する際には、以下を組み入れ、**進化に対応**すべきである。

- **規制当局による定期的な見直し**：新たな AI の能力や用途、市場の現状に対応した法的枠組みであり続けていることを確認する。
- **規制サンドボックス**：AI を活用したパーソナライゼーションに関する試験環境の管理を可能にし、政策立案者がリスクと便益を評価した上で厳格な規則を課すことを可能にする。
- **柔軟かつ反復的なコンプライアンスの枠組**：規制機関、企業、市民社会との間の対話を推進し、責任ある AI のイノベーションを妨げることなく、施行メカニズムが有効性を維持していることを確認する。

2. 日本における AI プロファイリング規制への提言

日本は、実用的であると同時に将来に備えた規制の枠組を確立することにより、AI を活用したプロファイリングの未来を形成する重要な機会を手にしている。AI が商業システムや社会システム、政治システムにさらに深く組み込まれつつある状況において、技術の進歩が経済の原動力となると同時に、人間に命令するものではなく、人間のニーズを満たすものとなることを、規制を通じて保証しなければならない。このことは、個人の権利の保護、市場や社会、政治における公正性の確保、ならびに国民の信頼の維持を全て実現すると同時に、AI を活用した経済成長とイノベーションを推進することを意味している。

以下の提言では、AI プロファイリング規制に関する構造化アプローチを提示し、切迫しているリスクと長期的なガバナンスの課題の双方に対処している。該当する対策の重点を以下に示す。

- **AI 特有の権利の構築** – AI を活用したプロファイリングを個人が管理し、異議を申し立て、オプトアウトする実用的かつ行使可能な権利を確立すること。
- **機微データの保護と脆弱な集団の保護** – 機微データの不正使用を防止し、プロファイリングによる脆弱な個人の搾取や差別、不当な影響が生じないことを保証する堅牢な保護対策を確立すること。
- **リスクベースのコンプライアンスと比例的な規制** – 高リスク用途とデータ寡占企業に対する監視を厳格化すると同時に、スタートアップ企業や

リスクの低い AI 用途に対する柔軟性を維持する、階層型の規制義務を適用すること。

- **データ管理の保証：企業と公共セクターのアカウントビリティの強化** – 官民両セクターの事業体に対し、データの収集・処理・管理構造に関する明確な義務を定め、透明性と公正性、責任ある AI プロファイリング活動を維持することにより、個人が自身のデータに対する実質的な管理権を保持することを保証すること。
- **公正で競争的なデータ共有経済の推進** – 責任あるデータの使用を推進すると同時に、AI を活用したプロファイリング市場の独占的な管理を防止すること。
- **誘導的な AI 活動とダークパターンの防止** – AI を活用し、消費者の行動を不正に誘導する欺瞞的なパーソナライゼーション技法や強制的なパーソナライゼーション技法、搾取的なパーソナライゼーション技法を防止すること。
- **AI のライフサイクル全体におけるコンプライアンスの導入** – 上市前認証や継続的監査、柔軟な規制ツールを実施し、アカウントビリティを継続的に確保すること。
- **国際的な AI ガバナンスにおける日本の役割の強化** – グローバルな規制の枠組に足並みを揃えると同時に、AI 政策やデータガバナンス政策に対する主権を維持すること。
- **確実な執行と規制の柔軟性** – コンプライアンスメカニズムが有効であり、比例原則に則っており、新たなリスクや技術開発に適応する能力を有していることを確認すること。

日本は、文脈に応じて対象を限定した上記の提言を選択的に統合することにより、個人の権利を保護し、市場の公正性を推進し、自らを AI ガバナンスにおけるグローバルリーダーとして位置付ける規制システムを構築することができる。

i. AI プロファイリングに対する権利ベースのアプローチ

AI を活用したプロファイリングは、**個人の権利に根ざすもの**として、人々が自身のデータの使用方法に対する実質的な管理権を維持することを保証するものでなければならない。規制を通じ、AI を利用した判断に対して個人が異議を申し立て、修正し、オプトアウトすることを可能にする、**実用的かつ実施可能な保護対策**を確立すべきである。

- **データの所有権と管理**：ユーザーは、自身のパーソナルデータを所有し、管理する法的権利を保有すべきである。また、企業と政府事業体の双方に対して、権利の行使を可能にすべきである。

- **権利としての透明性と説明可能性**：個人は、企業ガバナンスに対するコンプライアンス要件としての透明性に加え、AI を活用したプロファイリングが自身に与える影響に関する明確な説明を要求することにより、自身が不透明な意思決定や説明不能な意思決定による影響を受けていないことを確認することができなければならない。
- **AI とプロファイリングに関する権利**：AI 特有の権利を策定することにより、データ主体がプロファイリングやアルゴリズムに基づく意思決定を無効にする効果的な救済メカニズムを保有することを可能にすべきである。想定される権利の例を以下に示す。
 - 経済的権利や社会的権利、政治的権利に影響を与える、AI を活用した判断に異議を申し立てる権利。
 - 不正確または不公正なプロファイリングによる結果を是正または修正する権利。
 - AI を活用したプロファイリングの全体または特定の用途に対してオプトアウトする権利。
 - プロファイリングに基づく差別を受けることなく、雇用や金融、基本的サービスにおける公平性を確保する権利。

ii. 機微データと脆弱な集団に対する特別な保護

AI を活用したプロファイリングの対象が、慎重に扱うべきパーソナルデータや脆弱な集団である場合、リスクが増加する可能性がある。プロファイリングにより、機微データのカテゴリに基づく、または脆弱な集団に行使される差別や搾取、不当な影響を生じる可能性がある場合には、保護対策を強化すべきである。

- **禁止または制限の対象となるプロファイリング**：特定のタイプのプロファイリング、特に、脆弱性を標的としたり、搾取したりする場合については、全面的に禁止するか、制限を強化すべきである。
 - **慎重に扱うべきデータの保護**：人種や民族性、政治的見解、宗教、健康状態に関するデータ、生体認証データ、性的指向に基づくプロファイリングについては、法的根拠を明示し、保護対策を追加した上で、厳格に規制すべきである。
 - **脆弱な集団に対する保護対策**：AI を活用したプロファイリングにより、脆弱性を搾取してはならず、構造的不利益を拡大してはならない。脆弱性とは状況に応じたものであり、変化するものであることを認識した上で、保護対策をダイナミックに適用すべきである。対象集団の例を以下に示す。
 - **子どもと高齢者**：デジタルリテラシーや意思決定能力が限られている集団を保護すること。

- 同意能力が欠如している個人：インフォームドコンセントを得ることが不可能な場合に、AIにより自律性が損なわれないことを保証すること。
- 困窮している人々：金銭的苦痛や感情的脆弱性、社会的不利を搾取するプロファイリングを防止すること。

iii. 柔軟性とリスク管理に関する階層型コンプライアンス

比例原則に基づいて、AI プロファイリング規制を構築すべきである。すなわち、高リスク用途や影響力が大きい市場参加者には厳格なコンプライアンス要件を課すと同時に、大きな影響力を持たず、アクセスに対して支配的な影響を与えない低リスクのイノベーションや企業に対しては柔軟に対応し、競争力を維持する。このアプローチは、最も必要性が高い分野における規制を対象とするものであり、影響の大きなAIプロファイリングの使用に対する保護対策を確実に強化すると同時に、経済的活力と公正性の維持を目指すものである。階層型コンプライアンスモデルでは、以下を利用し、イノベーションとアカウンタビリティのバランスを調和させている。

- 影響力と規模に基づくコンプライアンス：事業体の規模とAIプロファイリング活動の対象範囲の双方について考慮した上で、規制を調整すべきである。
 - 支配的な市場参加者に対する監視の強化：巨大なプロファイリング能力を有する主要プラットフォームとデータ寡占企業に対しては、透明性とアカウンタビリティ、公正性に関する基準を強化し、独占的なデータ活動と消費者の搾取を防止すべきである。
 - スタートアップ企業と中小企業に対する柔軟性：小規模な企業に対してはコンプライアンス要件を簡素化し、規制による負担によりイノベーションや競争が抑制されないことを保証すべきである。
- プロファイリングのリスクに基づく段階的保護対策：プロファイリングの潜在的影響に応じたコンプライアンス義務を課すべきである。
 - リスクの高いプロファイリングに対する管理を厳格化すべきである：雇用判断、信用力評価、生体認証監視、犯罪プロファイリング、政治やイデオロギーの文脈におけるターゲティングなど、重大な影響を与えるプロファイリングシステムについては、公正性監査の対象とし、同意に関する要件を強化し、必要に応じて全面的に禁止すべきである。

- 。 リスクの低い用途に対する柔軟性を強化すべきである：社会的影響が非常に小さい分野における AI を活用したパーソナライゼーション（コンテンツレコメンデーション、小売パーソナライゼーションなど）については、透明性に関する要件を満たし、経済的相互作用や社会的相互作用、政治的相互作用における公正性に配慮することを条件として、引き続き規制を緩和すべきである。

iv. AI プロファイリングを目的としたデータに対する個人の管理権の強化

AI プロファイリング規制を通じ、個人が自身のデータの使用方法に対する実質的な行為主体性を有することを保証すべきである。このデータ主体による管理は、(i) 同意、ならびに(ii) データ最小化に基づくものとすべきである。企業と公共セクター双方によるプロファイリングについては、実施可能かつ明確な保護対策の対象とし、意思決定における自律性とプライバシー、公正性を相応に保護しなければならない。

A. 企業による AI プロファイリングと消費者データに関する権利

- ・ **ユーザーの実質的な自律性の確保**：個人は、隠蔽されたオプトアウトや複雑な設定（ダークパターン）ではなく、明確な選択肢の提示を受けることにより、プロファイリングにおける自身のデータの収集方法と使用方法を管理する、実用的かつアクセス可能なメカニズムを有すべきである。
- ・ **AI を活用した意思決定に関するアカウントビリティ**：企業は、AI プロファイリングの結果について、説明可能であり、異議の申立が可能であり、公正であり、自動判断による影響を受ける個人に対する明確な救済メカニズムを備えていることを保証する責任を負わなければならない。
- ・ **搾取的データ活動の防止**：規制を通じ、強制的または欺瞞的なデータ収集を防止することにより、企業がダークパターンや誤解を招く同意の枠組を通じてユーザーを不正に誘導し、侵襲的プロファイリングに同意させることがないことを保証すべきである。

B. 公共セクターの AI プロファイリングとアカウントビリティ

- ・ **政府によるプロファイリングの使用に関する厳格な境界の設定**：公的機関はデータ管理基準を設定することにより、AI を活用したプロファイリングを幅広い監視や差別的な意思決定を目的として利用しないことを保証しなければならない。

- **透明性と市民による監視**：政府によるプロファイリング活動については、独立機関による監視や市民による報告要件、明確な法的枠組の対象とし、乱用を防止するとともに、適正手続を確保しなければならない。
- **データ共有の正当化と比例原則の義務化**：民間セクターのデータを政府機関へ移転することについては、明確に定義された公益を目的とする場合に限定し、使用、保持、匿名化に関する厳格な保護対策を講じるべきである。

v. データ共有経済の強化と保護

データ共有経済には、重要な経済的可能性と規制上の課題の双方が存在する。規制を通じ、イノベーションと公正な競争を可能にすると同時に、個人が自身のデータに対する実質的な管理権を維持し、搾取的活動から保護されることを保証すべきである。

上記のダイナミクスを実現するためには、以下を含むアプローチを要する。

- **データを活用した経済が持つ潜在力の解放**：データ共有を原動力とするAIを活用したパーソナライゼーションにより、経済効率やイノベーション、消費者エクスペリエンスを強化することができる。規制を通じ、責任あるデータの使用を支援すると同時に、プライバシーとセキュリティを保護すべきである。
- **ユーザーの自律性の保証**：ユーザーは、自身のデータを共有する方法に関する行使可能な権利を明確に保有すべきである。それにより、データの移転が強制によるものではなく、自主的なものであることを保証する。
- **データの独占と市場集中の防止**：支配的なプラットフォームは、データへのアクセスを制限することにより、小規模な企業やスタートアップ企業を抑圧する能力を有するべきではない。AIを活用したパーソナライゼーションは、全ての市場参加者に利益をもたらすものとして、競争と持続可能な成長を推進すべきものである。
- **相互運用性と公正な競争**：規制を通じ、閉鎖的なエコシステムを防止することにより、小規模な企業が基本的データ市場から閉め出されことなく、競争可能であることを保証すべきである。
- **公益データの使用と保護対策**：公衆衛生や危機対応、インフラ計画に関する集計データなどの特定の非パーソナルデータについては、厳格な保護対策により不正使用を防止した上で、政府機関によるアクセスを可能にすべきである。

vi. AI を活用した誘導的パーソナライゼーションとダークパターンの防止

AI を活用したパーソナライゼーションを使用し、消費者を不正に誘導してはならず、欺いてはならず、自身の最善の利益に反する判断を強いてはならない。

- **AI を活用した不正な誘導に対する保護**：ハイパーパーソナライズによる切迫感を利用した戦術や欺瞞的なフレーミング、AI が生成する感情的圧力については、明示的に消費者保護法の対象とすべきである。
- **AI レコメンダーシステムにおけるダークパターンの規制**：AI を活用したプラットフォームは、行動バイアスを活用し、意図したものではない判断にユーザーをナッジしてはならない。
- **AI パーソナライゼーションによるユーザーの管理権強化の保証**：プロファイリングに基づくレコメンダーシステムには、透明性を確保し、消費者による選択を制限するのではなく、その権限を与える設計を施すべきである。

vii. AI のライフサイクル全体を通じたコンプライアンス

AI プロファイリングシステムを継続的な監視とリスク管理の対象とすることにより、システムの利用前、利用時、利用後におけるアカウントビリティを確保しなければならない。

- **上市前認証**：リスクの高いAI プロファイリングシステムについては、規制当局による承認を取得した上で利用すべきである。
- **定期監査とモニタリング**：AI システムの公正性と正確性、潜在的な害について、継続的に評価を実施しなければならない。
- **適応型規制ツール**：AI の監視には、違反をリアルタイムで検出する自動執行メカニズムを組み入れるべきである。

viii. 確実な執行とアカウントビリティ

規制が効果を発揮するのは、規制が**適正に執行**されており、AI を活用したプロファイリングの進化する性質に**柔軟に対応可能**な場合に限られる。

- **比例原則に基づいた執行**：違反の重大度に基づいて罰則を調整し、実質的な抑止力を確保すべきである。
- **AI を活用したモニタリングと監査**：規制機関は、自動コンプライアンスツールを利用し、プロファイリング活動の追跡、違反の検出を行うべきである。
- **内部告発者の保護の強化**：反倫理的なAI プロファイリングについて報告した従業員を法的に保護すべきである。

ix. AI プロファイリングのグローバルガバナンスと国際協力

AI を活用したプロファイリングは国家の管轄権を越えるものである。したがって、規制の細分化を防止し、相互運用性を確保し、多国間において一貫した AI ガバナンスの枠組を維持するためには、国際協力が不可欠である。日本は、多国間の取り組みに関与し、AI ガバナンスにおけるリーダーシップを強化することにより、グローバルな連携と自国の戦略のバランスを調和させなければならない。日本は、AI に関するグローバルなリーダーシップを強化し、データガバナンスに関する連携を確保し、執行メカニズムを調和させることにより、国内の利益を保護すると同時に、国際的な AI ガバナンスにおいて重要な役割を担う当事者としての地位を維持する規制の枠組を構築することができる。

- **AI に関する国際規格の主導と調整**：日本は、特に、G7 広島 AI プロセスや OECD AI 原則、ならびに EU AI 法の枠組との継続的な協力を通じ、国際的な AI 規制の形成における重要な役割を担ってきた。AI ガバナンスが進化し続ける状況において、日本が実施することが可能な取り組みを以下に示す。
 - **多国間 AI 規制イニシアチブ**との連携を強化し、国内政策と国際規格との相互運用性を確実に維持すること。
 - **イノベーションに適したリスクベースの AI ガバナンス**を唱道し、基本的人権の保護と経済成長や技術発展のバランスを調和させること。
- **データ主権と AI データサプライチェーン**：AI を活用したプロファイリングは、多国間の大規模なデータフローに依拠するものである。したがって、複雑なデータサプライチェーンを生みだし、国家の主権とグローバルな経済統合のバランスを調和させなければならない。日本が実施することが可能な取り組みを以下に示す。
 - 海外企業や国内企業による、日本国内で生成されたデータの取扱方法に関する**明確な規制を確保**し、無制限のデータ抽出を防止すると同時に、イノベーションを活用した開かれたデジタル経済を確実に維持すること。
 - プライバシーやセキュリティ、国内法に対するコンプライアンスを保護すると同時に、企業によるグローバル AI 訓練データセットへのアクセスを可能にする、**構造化された国際データ共有協定を推進**すること。
 - **AI を活用した多国間のデータガバナンスに関するプロトコル**を策定することにより、訓練データに対する公正かつ合法的なアクセス、プライバシーの枠組に対するコンプライアンス、ならびに不正使用に対する保護対策を確保すること。

- **多国間における執行の統一とリスク検出：**AI を活用したプロファイリングは、**グローバル規模の市場に影響を与え、潜在的リスクをもたらす可能性がある**。したがって、規制を執行する範囲を国内のみに留めることはできない。日本が実施することが可能な取り組みを以下に示す。
 - **各国の執行機関による国際協力を強化し、AI プロファイリングの乱用やアルゴリズムのバイアス、不透明な意思決定について、多国間レベルで監視すること。**
 - **共同 AI リスク評価に参加することにより、ベストプラクティスをグローバルパートナーと共有するとともに、誤情報、選挙の不正操作、差別的プロファイリングなど、AI を活用した構造的な脅威を抑制すること**
 - **コンプライアンス要件における相互運用性に関するメカニズムを確立することにより、AI を活用する企業が法的義務に抵触することなく、また、規制の抜け穴に陥ることなく、法域を越えて事業を展開できるようにすること。**

5. 結論

AI を活用したプロファイリングは、デジタルインタラクションの形態を変化させ、経済市場や社会構造、政治プロセスに影響を与えており、その様態はさらに複雑化している。こうした技術は、消費者のパーソナライゼーションを強化し、事業運営を最適化し、公的サービスを向上させるといった重要な機会をもたらす一方で、プライバシーの侵害やバイアスの強化、搾取的活動、民主主義の健全性に対する脅威などの実質的なリスクも生じさせる。

EUの規制アプローチは、技術の進歩と基本的人権のバランスを調和させる構造化モデルを提示している。当該アプローチは、リスクベースの枠組と実施可能な消費者の保護、コーポレートアカウンタビリティを重視したものであり、日本が AI ガバナンス戦略を改良するために必要となる重要な知見を提供している。

本報告書では、日本が、権利に基づく先見的で柔軟な AI プロファイリングの枠組を効果的に策定するために必要な**基本的な検討事項と規制についての提言**の双方について概説している。基本的な検討事項では、AI プロファイリングによる経済成長とイノベーション、個人の権利のバランスの調和、リスクと支配力に基づく階層型コンプライアンス構造の確立、官民セクターのプロファイリング活動における公正性の推進、データ独占の防止、ならびに国際的な規制の調整の推進に重点を置いている。一方、提言では、行使可能な権利、実用的な透明性、セクター別の保護、データ経済が持つ潜在力を解放する責任あるデータ共有の枠組、ならびに技術開発に後れを取らないアジャイルな規制プロセスを巡るガバナンスの構築に必要なロードマップを示している。

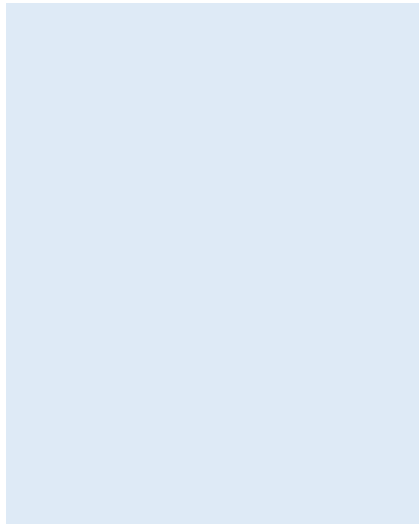
日本が AI プロファイリング規制の改良を進めるにあたっては、ガバナンスメカニズムがイノベーションや経済発展、個人の自律性に資するものであることを保証しなければならない。プロファイリングやアルゴリズムに基づく意思決定とは、企業、政府、市民の間に存在するパワーダイナミクスの非対称性を拡大するものであるべきではなく、むしろ公正性と競争性、国民の信頼を推進する構造を備えたものであるべきである。

日本は、経済的機会と信頼性の高い保護対策を一体化する規制枠組を積極的に形成することにより、AI ガバナンスにおけるグローバルリーダーとしての地位を強化し、AI を活用したパーソナライゼーションが、社会的価値観と合致し、基本的人権を保護し、競争的ながらも責任ある経済を推進するものであることを保証することが可能となる。

付録1

分析対象の文書と主な所見

文書	主な所見	AIプロファイリングに対する影響
1. EU一般データ保護規則 (GDPR)	EU域内における包括的なデータ保護の透明性に関する要件を課し、プロファイリングを確立し、合法的で公正な透明性のリングに基づく判断へのアクセス、修めるパーソナルデータの処理を組織に義正、異議申し立てを行う権利を個人に付与している。データ最小化や目的の制与することにより、AIを活用したプロファイリング、アカウントビリティなどの原則を導き、AIを規制している。生体認証、入している。パーソナルデータに対する人種的出自や民族的出自、政治的見解と個人の権利（アクセスする権利、修正すといった特殊なカテゴリのデータに関する権利、削除する権利、処理を制限する要件を強化している。特定の条件（明示権利など）を強化している。リスクの高的な同意、法に基づく承認、契約上の必データ処理活動に関する影響評価を義務性など）を満たす場合を除き、法的な義務、データ管理者とデータ処理者に影響や重大な影響が生じる場合には、完対して厳格な義務を課している。	全自動意思決定を制限している。
2. AI法（人工知能法）	AIシステムに関するリスクベースの規制AIを活用したプロファイリングに対しての枠組を確立し、潜在的な社会的影響に制限を課し、高リスクシステムに対する基づいてAIシステムをカテゴリ化して要件を強化している。該当する要件の例る。高リスクとみなされるAIシステムとしては、導入前リスク評価、バイアスに関するコンプライアンス義務（透明性、軽減戦略、人間による監視、継続的モニタリング、アカウントビリティ、監視要件など）をタリングを通じた基本的人権に対するコ導入している。規制当局による監視のコンプライアンスの確保があげられる。高レベルは、関連するリスクに応じて決まり、高リスクAIプロファイリング技法の例とする。すなわち、リスクが高い用途ほど要ては、雇用、クレジットスコアリング、件を厳格化する（リスクの評価や文書へ法執行、基本的な公的サービスなどで使の記録、継続的モニタリングの義務化など）用されているものがあげられる。さらに）と同時に、基本的人権に対する許容範囲法では、特定のプロファイリング活動不能なリスクを生じるAI用途を禁止して（ソーシャルスコアリング、脆弱な集団	



いる。

の搾取的ターゲティング、ならびに自律性を低下させる方法を用いて、行動を不正に誘導することを目的として設計されたAIシステムなど）を禁止している。

文書	主な所見	AIプロファイリングに対する影響
3. デジタルサービス法 (DSA)	特に超大規模オンラインプラットフォームや検索エンジンを対象として、アルゴリズムに基づく意思決定における透明性の確保を義務づけている。また、オンラインプラットフォームのコンテンツキュレーションと広告におけるアカウントビリティを義務づけている。	レコメンダーシステムやコンテンツのランキング、広告における透明性の確保を義務づけることにより、AIを活用したパーソナライゼーションやアルゴリズムに基づく意思決定に影響を与えている。
4. デジタル市場法 (DMA)	大規模デジタルプラットフォーム（ゲートキーパー）を規制し、公正な競争とデータ共有義務、反競争的活動に対する制限を保証している。	支配的なデジタルプラットフォームによる独占的なAIプロファイリングを防止し、公正なデータへのアクセスを義務づけ、反競争的なプロファイリング活動を抑制している。
5. 修理する権利指令	デジタル製品に影響を与えると推測される修理関連情報や予備部品、独立修理サービスへのアクセスを保証することにより、消費者の権利を強化している。	AIを搭載した製品を修正し、修理する消費者の権利を保障することにより、デジタル製品の設計に影響を与えている。それにより、長期データ使用モデルに影響を与え、修理データについて規制している。
6. 不公正取引方法指令	誤解を招く商業活動と攻撃的な商業活動（欺瞞的パーソナライゼーションや消費者誘導技法など）を標的としている。	特に広告やeコマースの文脈において、AIを利用した欺瞞的パーソナライゼーションや誘導的な消費者プロファイリングを抑制している。
7. データ法	企業と消費者との間におけるデータ共有の枠組を規制し、公正で非差別的なデータへのアクセスについて規定している。	AIを活用した公正で非差別的なデータ共有活動に関する枠組を確立し、市場集中と搾取の潜在的リスクに対処している。

**8. 委員会スタッフ作業文
書：デジタル公正性に対す
るEU消費者法の適合性評価**

AIを活用したパーソナライゼーションや特にアルゴリズムに基づく意思決定やAIプロファイリングによるリスクの観点から消費者保護法を評価し、デジタル公正性と自動意思決定における規制上のギャップを特定している。

を活用したパーソナライゼーション、透明性に関する義務の欠如について、消費者法におけるAI特有のギャップを特定している。

付録2

1. 基本的な検討事項

検討事項のカテゴリ	説明
1. 競合する優先事項のバランスの調和	AIイノベーションと経済的利益や基本的人権を調和させること。
2. ステークホルダー間における信頼の構築	AIガバナンスにおける業界、個人、公的機関の間の信頼を確立すること。
3. 官民セクターにおけるプロファイリングの規制	官民両セクターでの使用に対し、AIプロファイリング規制を適用すること。
4. 経済成長、社会的公平性、政治的健全性	経済的価値観や社会的価値観、民主主義的価値観に準じたAIプロファイリング政策を施行すること。
5. コーポレートアカウンタビリティと個人の権利	企業にアカウンタビリティを課すと同時に、個人の自由を保護すること。
6. 規制の履行の保証	原則を超え、効果的かつ効率的なコンプライアンスメカニズムを備えた実施可能なAIプロファイリング規制に移行すること。
7. データ経済のリスクと機会の管理	AIを活用した市場のリスクを認識し、公正な機会を確保すること。
8. AIとデータガバナンスに関する国際協力	グローバルなAIガバナンス基準に対する日本の関与を強化すること。
9. データの非対称性への対処	AIを活用したデータの独占を抑制し、個人の権利を強化すること。
10. セクター別の保護対策とコンプライアンス	業界間で差別化したAIコンプライアンス対策を講じること。
11. 規制の柔軟性と適応性	技術の進歩に合わせた適応性と柔軟性、対応力を備えたAIガバナンスの枠組を策定すること。

2. 規制についての提言

提言のカテゴリ	説明
1. AIプロファイリングに対する権利ベースのアプローチ	AIプロファイリングを個人が管理し、異議を申し立て、オプトアウトする実施可能な権利を確立すること。
2. 機微データと脆弱な集団に対する特別な保護	機微データに対する厳格な保護対策を講じ、脆弱な集団を搾取から保護すること。
3. 柔軟性とリスク管理に関する階層型コンプライアンス	リスクと社会経済的影響に基づく比例的な規制上の負担を適用し、イノベーションを抑制することなく、公正性を確保すること。
4. データに対する個人の管理権の強化	ユーザー自身に影響を与えるAIを活用した判断に、ユーザーがアクセスし、管理し、異議を申し立てることができるよう保証すること。
5. データ共有経済の強化と保護	責任あるデータの使用を可能にすると同時に、独占的な管理を防止し、相互運用性を確保し、政府による必要なデータへのアクセスを過度な介入を防止する厳格な保護対策を講じた上で許可することにより、イノベーションと経済成長を推進すること。
6. 誘導的なAI活動とダークパターンの防止	AIを活用し、消費者行動を不正に誘導する欺瞞的なパーソナライゼーション技法を禁止すること。
7. AIのライフサイクル全体を通じたコンプライアンス	上市前認証や反復監査、柔軟な監視メカニズムなど、ライフサイクルを通じた監視構造を実装すること。
8. 確実な執行とアカウントビリティ	AI規制の効果的で比例的かつダイナミックな執行を保証すること。
9. AIプロファイリングのグローバルガバナンスと国際協力	AIガバナンスを国際的な枠組に準じたものとすると同時に、信頼性の高い国内規制基準を維持すること。